

弘道一丁目自治会

地区防災計画

令和4年4月

弘道一丁目自治会

目 次

1 地区防災計画とは	1
(1) 地区防災計画の目的と位置づけ	1
(2) 地区防災計画の対象、範囲等	1
(3) 地区防災計画の構成	2
(4) 実践と検証	3
2 地区特性	4
(1) 地区の成り立ちと現況	4
(2) 地震の被害想定	9
(3) 水害の被害想定	12
3 地震発生時の対応シナリオ	17
(1) 地震発生時の対応シナリオ	17
(2) 地区防災マップ	17
(3) 話し合いによる検討	22
4 水害時の対応シナリオ	29
(1) 水害が予想される場合の防災行動の概要	29
(2) 水害が予想される場合の対応シナリオ	29
(3) コミュニティタイムライン	34
5 弘道一丁目自治会における平時の備え	36
(1) 事前対策リスト	36
(2) 体制づくり	38
※ 様式・資料編	41
資料 1 様式集	42
参考様式 1 緊急時連絡先一覧表	42
参考様式 2 備蓄品リスト	43
参考様式 3 自治会年間スケジュール	44
参考様式 4 防災区民組織名簿	45
資料 2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」	46
資料 3 A-メール（足立区メール配信サービス）	46
資料 4 あだち安心電話	47
資料 5 防災無線のテレホン案内	48
資料 6 足立区 LINE 公式アカウント	48

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

私たちの住む地域は、建物が密集し、古い建物や木造の建物が点在しており、震災時の倒壊や火災の延焼の危険性が高い地区です。また、震災時に利用できる道路が狭く、身近な広場や公園が不足するなど、東京都の地域危険度などの調査でも地震被害における危険度が高い地域です。

一方で、東日本大震災や熊本地震などの近年の災害においては、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たしています。

そこで、弘道一丁目自治会では、自助・共助による地域防災力を向上させ、地区的被害を軽減することを目的に、「弘道一丁目自治会地区防災計画」を策定しました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、私たち地区に居住する者が自らつくる計画です。
今後、必要に応じて改定していきます。

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

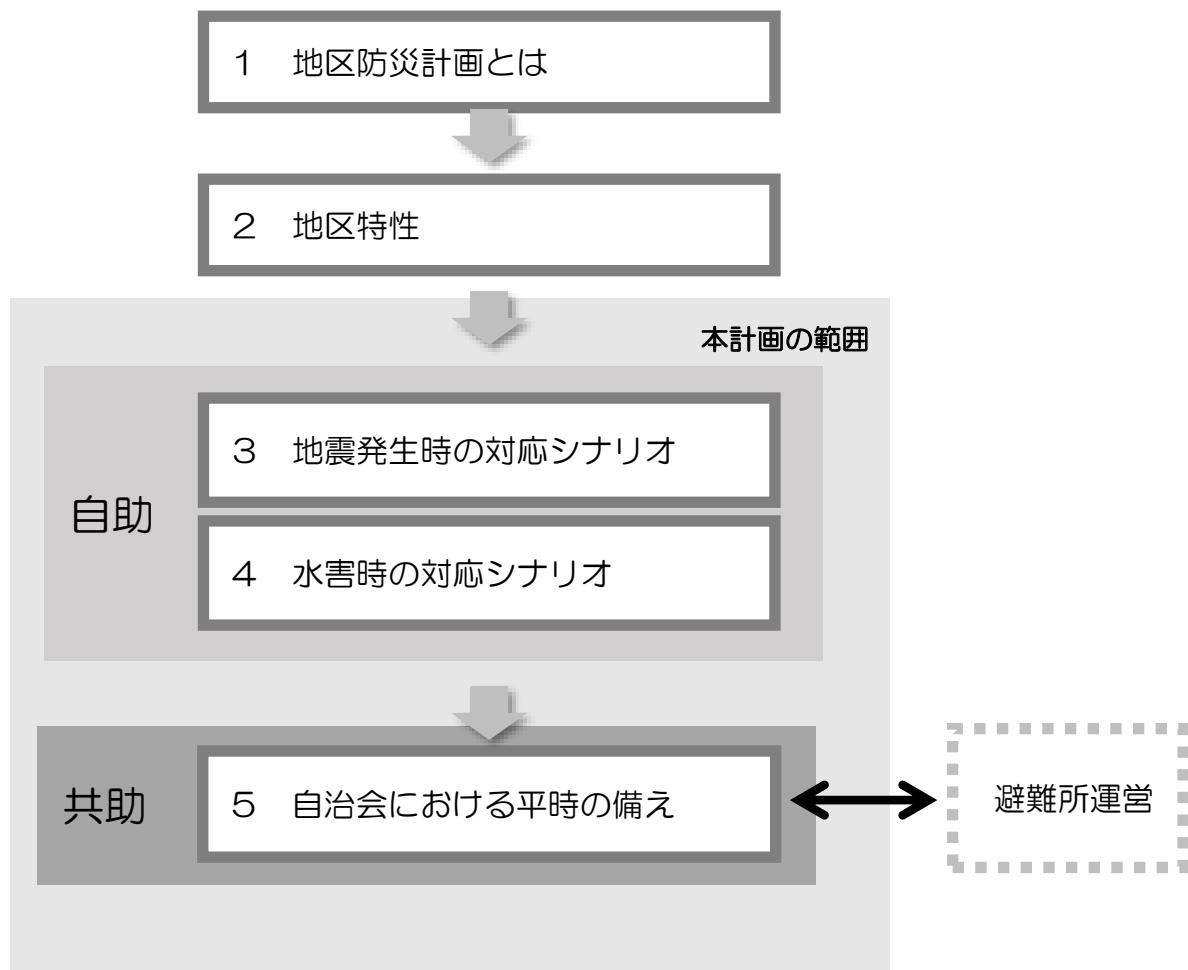
対象とする災害	地震・水害 〔令和3年度は地震に重点をおいて検討 水害についても記述あり〕
対象とする範囲	弘道一丁目自治会 (第一次避難所、避難場所への避難経路も対象)
対象者	弘道一丁目自治会の居住者、事業者など自治会内にいるすべての人
対象時期	地震発生時～初動活動～避難行動

(3) 地区防災計画の構成

本計画では、「2 地区特性」で自分たちの地域について知るための資料を整理し、「3 地震発生時の対応シナリオ」、「4 水害時の対応シナリオ」で地域住民自らによる「自助」、すなわち、地震や水害が発生した場合にどこに、どのように避難するかを整理するとともに、当自治会の地区防災マップを作成しました。

「5 自治会における平時の備え」では、自治会及び地区住民等において進めるべき「共助」の考え方、平常時において準備しておく事項等を記載しました。

最後に、資料として情報収集の手段について記載しています。

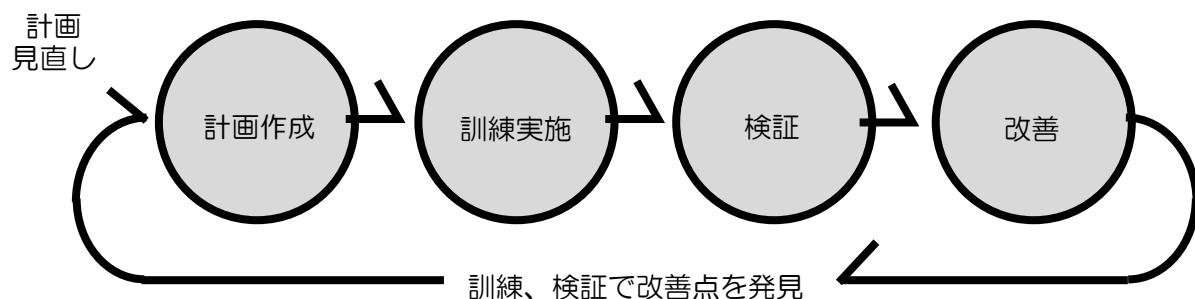


注) 本計画では、地震については、発生直後から、避難するまでの考え方や手順を整理し、避難所を設置したのちの避難所運営は、他の計画（避難所マニュアル等）に従うこととします。

(4) 実践と検証

計画を形骸化させないための取り組みを以下のように行います。

実践と検証の流れ



計画に基づいた防災訓練を行います。

■防災訓練

避難時の訓練	応急訓練	避難後の訓練
<ul style="list-style-type: none">○避難訓練○避難所・避難路・避難場所等の確認○避難経路上の危険箇所の確認○要配慮者の把握	<ul style="list-style-type: none">○初期消火訓練○救急応急措置訓練 (心肺蘇生法・AED 講習等)○防災資機材取扱訓練	<ul style="list-style-type: none">○避難所開設訓練○避難所運営訓練 (給食・給水、情報の収集・共有・伝達、物資配給対応等)

※訓練は、区や消防署、消防団、各種団体や地元企業等と連携したものにすると、より実効性が高まります。



防災訓練の結果について、区職員等を交えて検証を行い、課題を把握して活動を改善します。

- 活動の対象範囲や活動体制（役割分担）を変える必要はないか
- 地区における重要なことに変化はないか

- 長期的な活動予定に変更はないか
- 実際の活動が実体のあるものになっているか
- 防災訓練、備蓄等の事前対策、教育・研修等が十分に行われているか

実践と検証を通じて、計画の実効性を確保します。
必要に応じて、計画の見直し、追加等を行います。

見直した場合は、自治会を通じて区に報告するとともに、説明会やチラシ等により地区住民等の皆さんに報告します。

2 地区特性

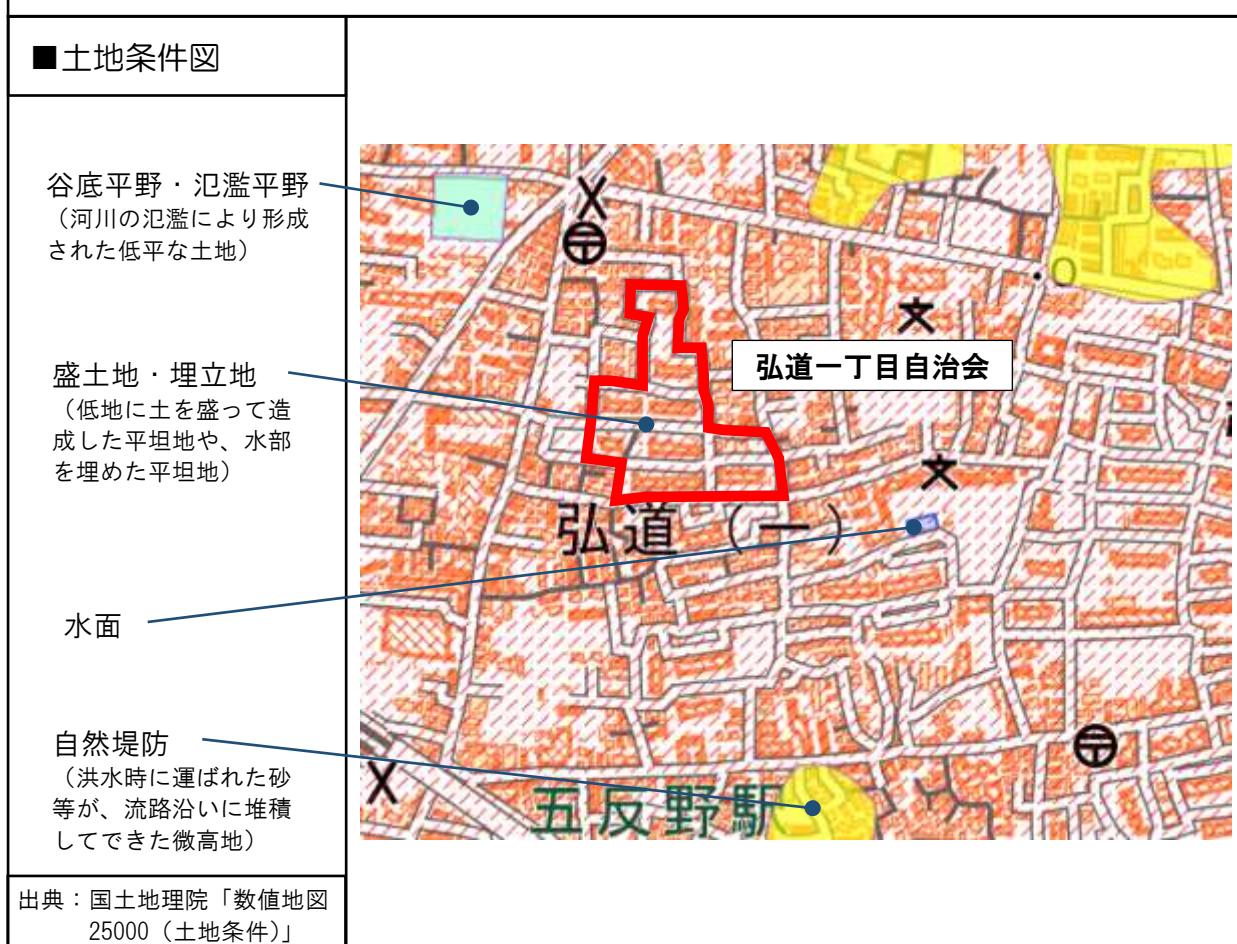
(1) 地区の成り立ちと現況

① 地形

まわりよりもわずかに高い自然堤防が地区の外側にありますが、地区内はすべて低地に土を盛った平坦地や水面を埋めた平坦地である盛土地・埋立地となっています。

盛土地・埋立地は、軟弱な粘土やシルト*が厚く分布しているため、地震時には搖れやすいとされています。

*シルト：砂より小さく、粘土より粗い破屑物（岩石が壊れてできた破片・粒子）をシルトと言います。

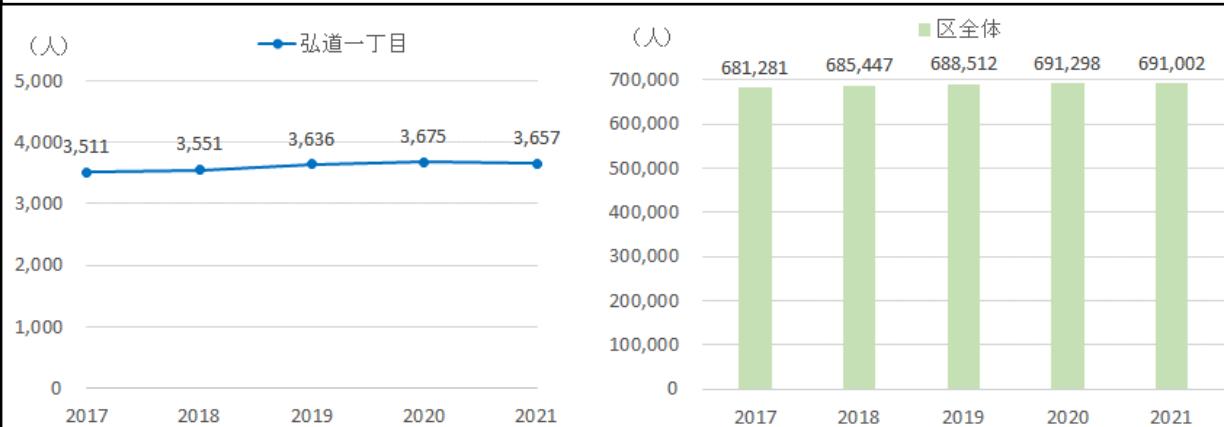


② 人口・世帯数

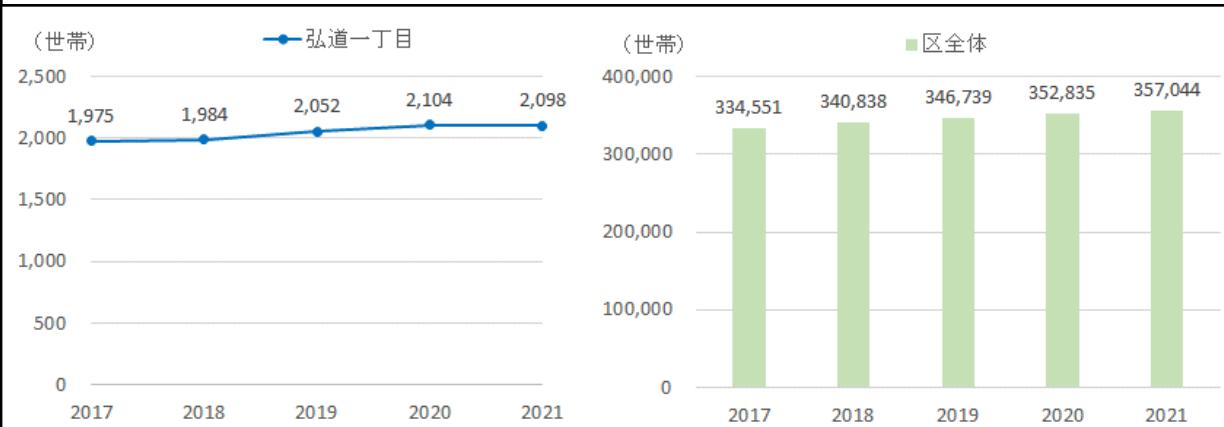
弘道一丁目の人口は3,657人、世帯数は2,098世帯となっています（住民基本台帳、令和3年1月1日現在）。

最近5年間の推移を見ると、人口、世帯数ともやや増加傾向にあります。

〈人口〉



〈世帯数〉

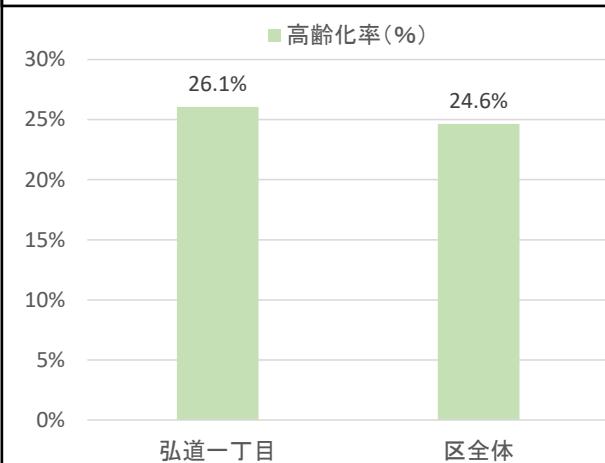


出典：住民基本台帳

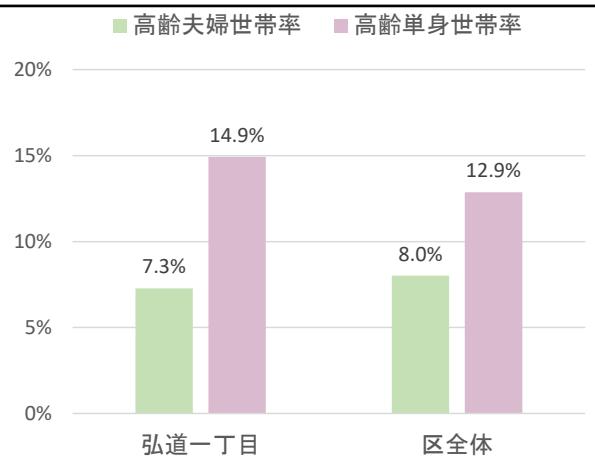
③ 高齢化（65歳以上の人口）の状況

弘道一丁目の高齢化率（平成27年）及び高齢単身世帯の割合は、区全体よりも高くなっています。また、高齢夫婦世帯の割合は区全体よりやや低い状況にあります。

〈高齢化率〉



〈高齢者世帯の状況〉

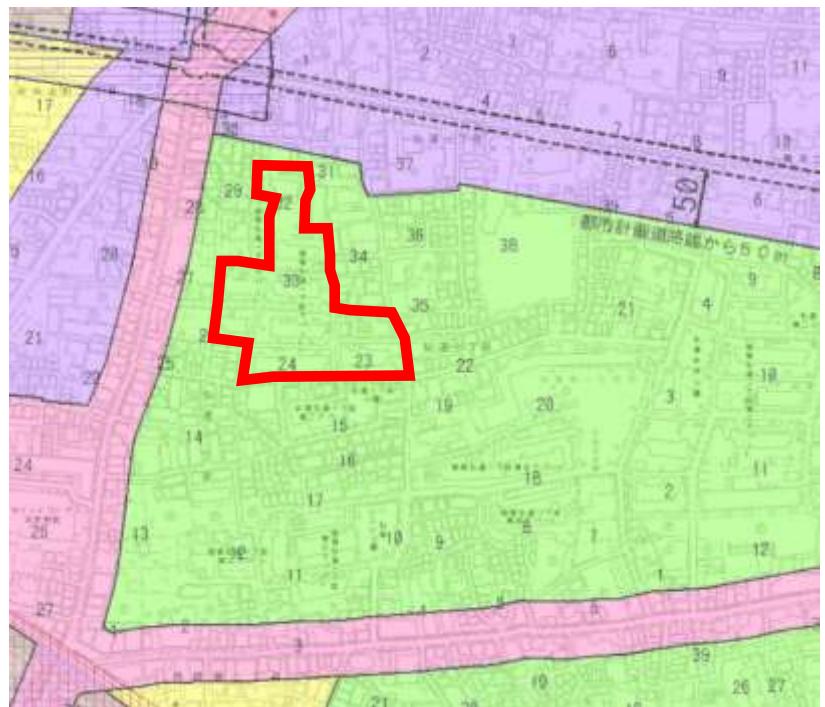


出典：平成27年国勢調査

④ 用途地域都市基盤

地区内はすべて第一種中高層住居専用地域に指定されています。

<凡例>	
用途地域	
	第一種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域(特別工業地区)
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域



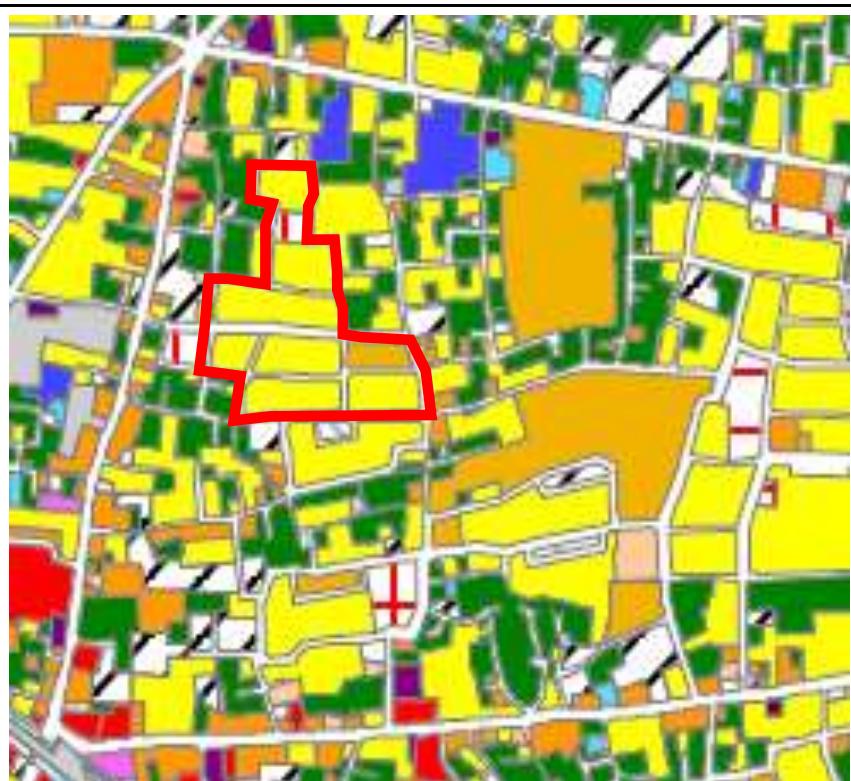
第一種中高層住居専用地域；中高層住宅のための地域。病院、大学、500m²までの一定の店舗などが建てられる。

出典：「用途地域等指定図」

⑤ 用途別建物現況

建物用途は、ほとんどが集合住宅になっています。

<凡例>	
	官公庁施設
	教育文化施設
	厚生医療施設
	供給処理施設
	事務所建築物
	専用商業施設
	住商併用建物
	宿泊・遊興施設
	スポーツ・興行施設
	独立住宅
	集合住宅
	専用工場
	住居併用工場
	倉庫運輸関係施設
	農林漁業施設
	屋外利用地等
	その他
	公園・運動場等
	未利用地等
	道路
	鉄道・港湾等
	田
	畠
	樹園地
	水面・河川・水路
	原野
	森林



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑥ 構造別建物現況

ほとんどの建物が耐火造であり、一部に防火造があります。

<凡例>

■耐火造

主要な構造部分（柱・梁・壁・屋根等）が鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、耐火被覆した鉄骨造、れんが造、石造等でできているもの

■準耐火造

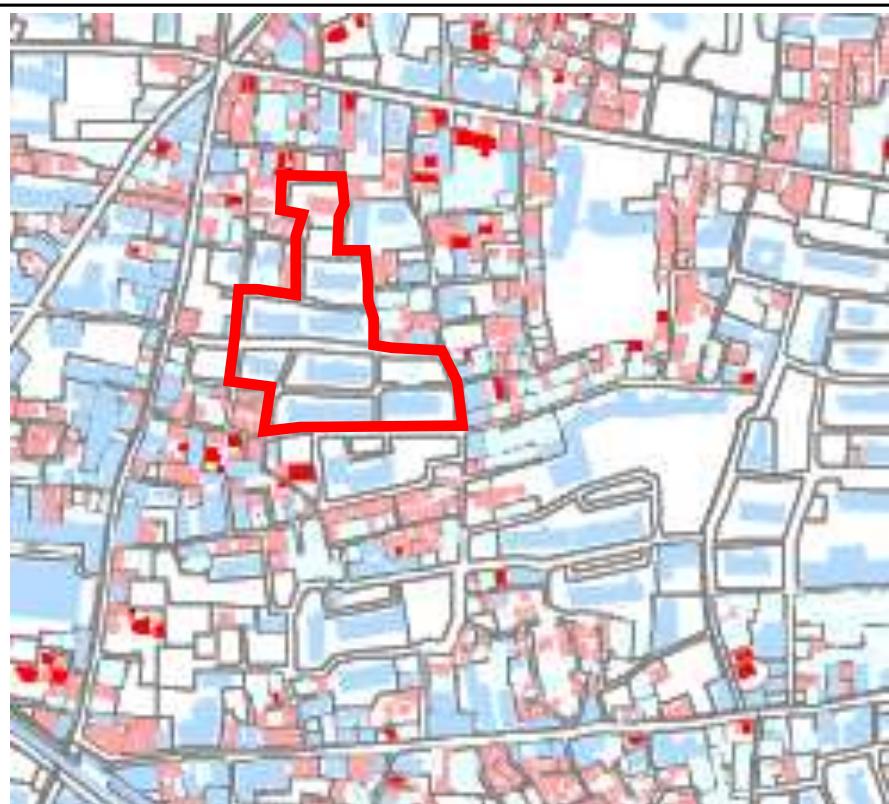
外壁が耐火造で屋根がコンクリート等の不燃材料でできている、または柱及び梁が不燃材料で外壁及び屋根等が防火造でできているもの、または木造以外で耐火造に属しないもの

■防火造

柱及び梁が木造で屋根及び外壁がモルタル、漆喰等の準不燃材料でできているもの

■木造

主要な構造部分が木造で上記のいずれの区分にも属しない防火性能の低いもの



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

⑦ 階数別建物現況

建物は、集合住宅が3階建て及び中層階（4～7階）となっています。

<凡例>

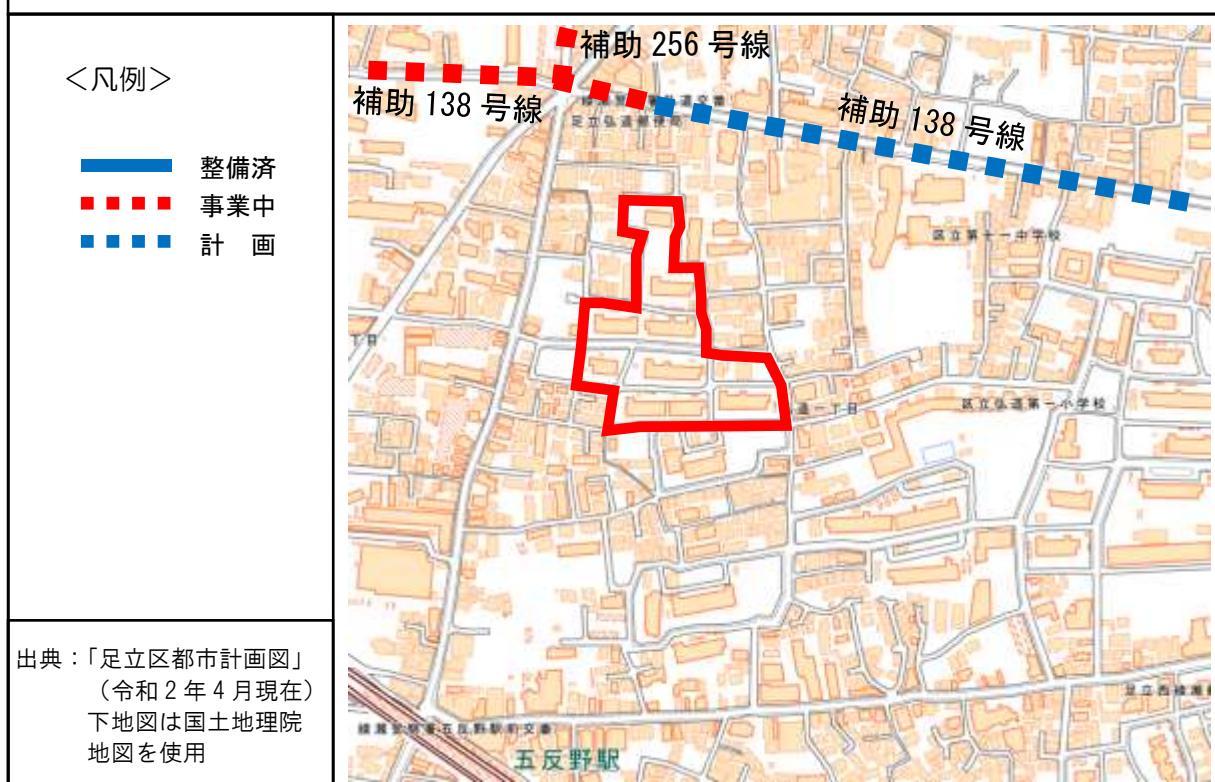
- 1階
- 2階
- 3階
- 中層階(4～7階)
- 高層階(8階以上)



出典：「平成 28 年土地利用現況調査」

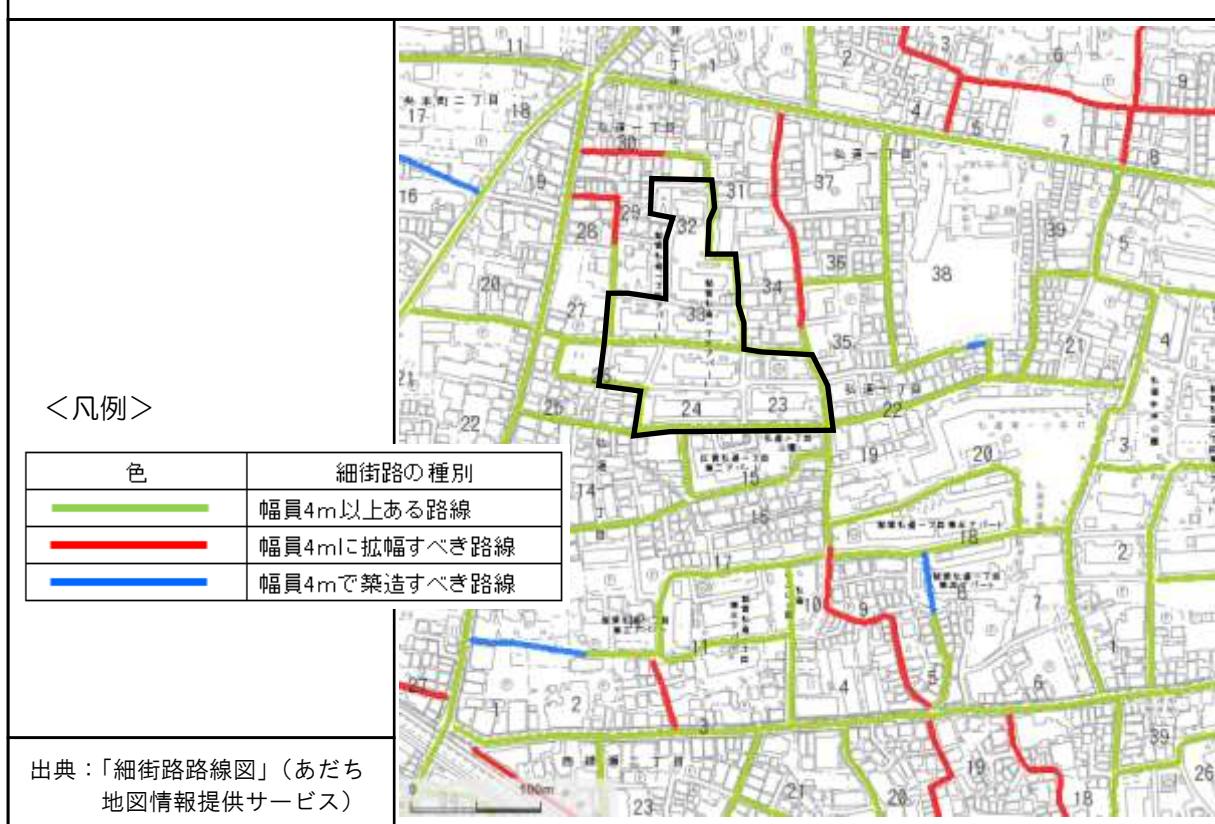
⑧ 都市計画道路の整備状況

地区内に計画されている都市計画道路はありません。補助 138 号線が地区外の北側を東西に計画されています。



⑨ 細街路の状況

地区内には幅員 4m に拡幅すべき細街路はありませんが、周辺には存在します。



(2) 地震の被害想定

① 首都直下地震の被害想定の概要

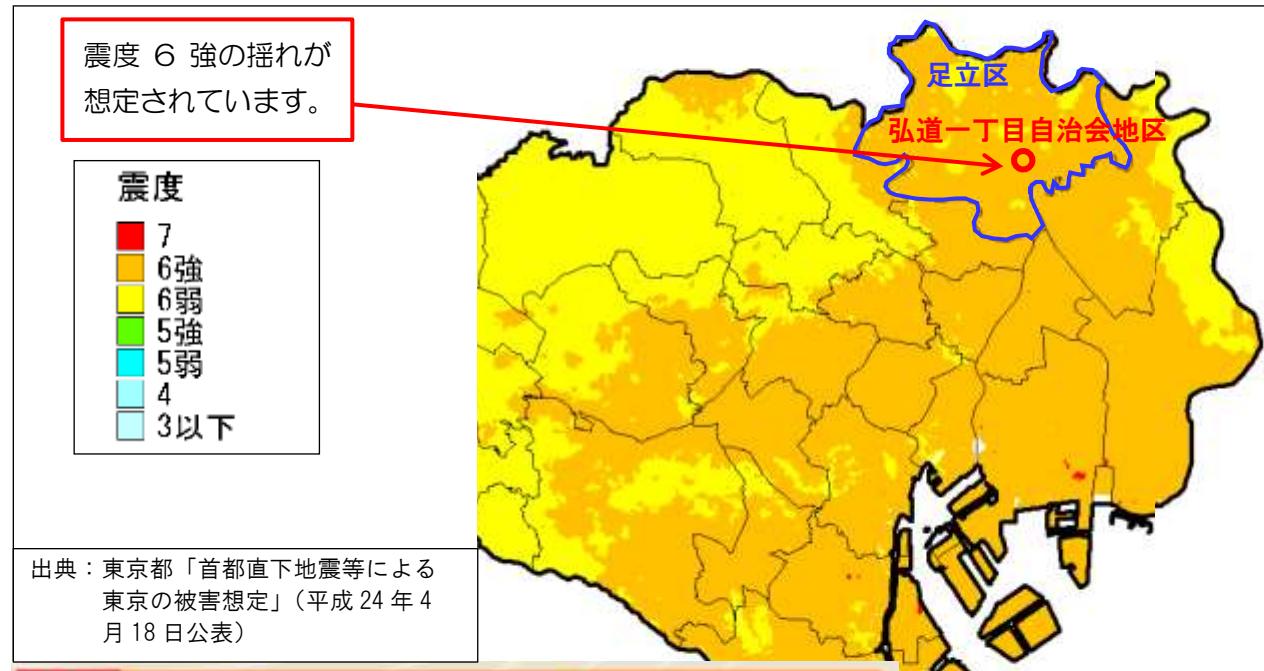
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に 70%といわれています。

■首都直下地震(東京湾北部地震)における足立区の被害想定 (M7.3、冬の 18 時、風速 8m/秒)

被害区分	被害の規模	参考
死者	712 人	区の夜間人口の 0.10%
負傷者	9,033 人	〃 1.3%
建物全壊	10,082 棟	区の全建物棟数の 7.0%
建物焼失	16,124 棟	〃 11.2%
避難者	280,862 人	区の夜間人口の 41.1%
帰宅困難者	107,115 人	区の昼間人口の 19.9%

出典：東京都「首都直下地震等による東京の被害想定」（平成 24 年 4 月 18 日公表）

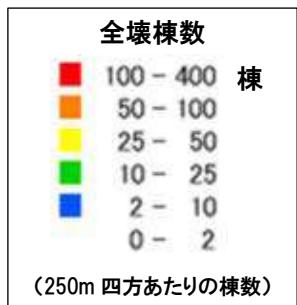
■首都直下地震(東京湾北部地震)の地震動分布



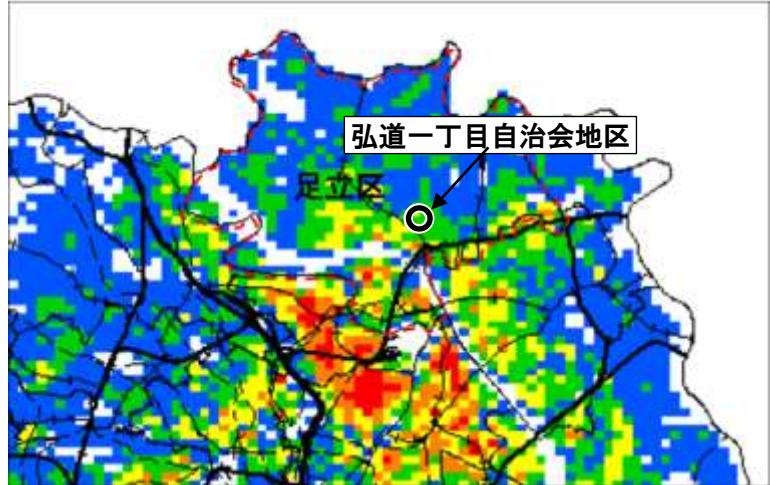
■建物全壊棟数

ほぼ全域で 10-25 棟の分布となっています。

〈凡例〉



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）



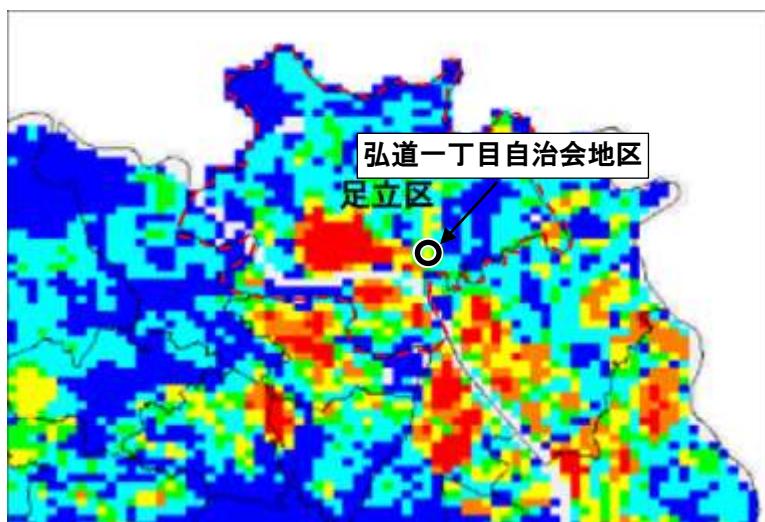
■建物焼失棟数

多いところで 20-50 棟の分布もあります。

〈凡例〉



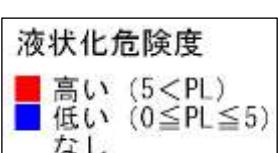
出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）



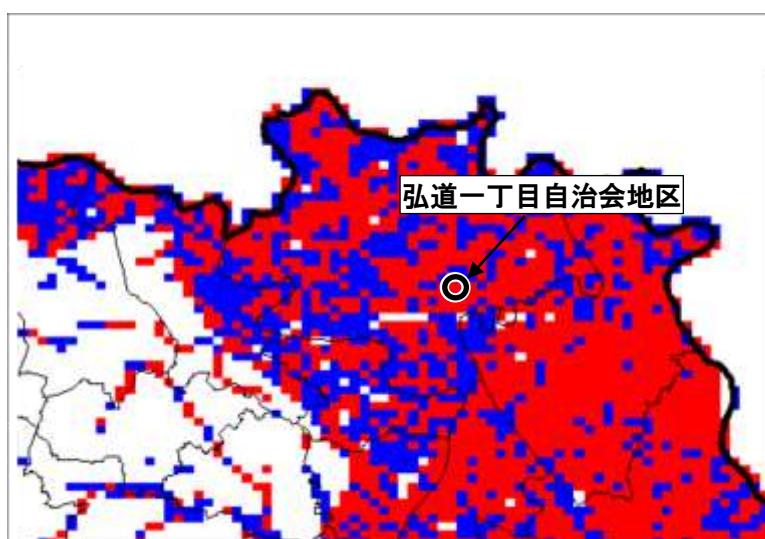
■液状化危険度

危険度が高い表示となっています。

〈凡例〉

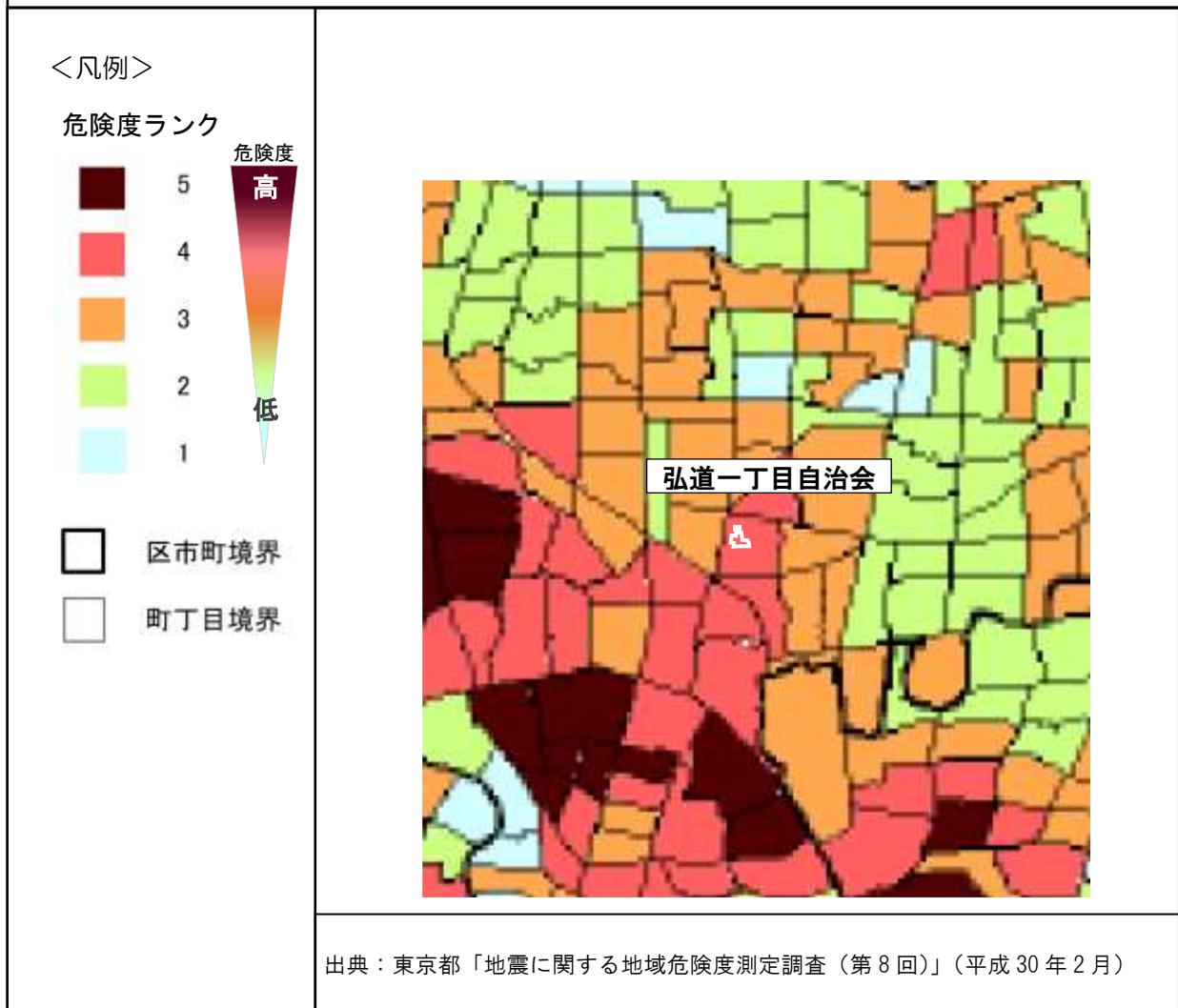


出典：首都直下地震等による東京の被害想定（平成 24 年 4 月 18 日公表）



② 地域危険度*

東京都「地震に関する地域危険度測定調査（第8回、平成30年2月公表）」によると、この地域は建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮した総合危険度について危険度が4となっています。（都内5,177町丁目の中で総合危険度が、弘道一丁目は255位）



*地域危険度は、都内の町丁目の地震に対する危険性を比較するため、特定の地震を想定するのではなく、全ての町丁目直下の地盤で同じ強さの揺れが生じた場合の危険性を測定しています。

(3) 水害の被害想定

当自治会において、河川氾濫による水害が想定される河川として、荒川、利根川、綾瀬川、芝川・新芝川があります。

① 荒川が氾濫した場合

■最大浸水深

3m以上、場所によって5m以上の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です。



■浸水継続時間

1日以上 1週間未満浸水が継続すると想定されています。



② 利根川が氾濫した場合

■最大浸水深

3m以上、場所によって5m以上の浸水が想定されています。早期立ち退き避難が必要な区域です



■浸水継続時間

3日以上1週間未満浸水が継続すると想定されています。



③ 綾瀬川が氾濫した場合

■最大浸水深

最大で3m程度の浸水が想定されています。



■浸水継続時間

1週間程度浸水が継続すると想定されています。



④ 芝川・新芝川が氾濫した場合

■最大浸水深



3 地震発生時の対応シナリオ

（1）地震発生時の対応シナリオ

地震が発生してから、まず自分の身を守り、その後状況に応じて一時集合場所へ避難、さらに避難場所へ避難するなどの対応シナリオとともに、その際の行動の目安をP18、19に整理しています。

（2）地区防災マップ[°]

防災に関する地域の資源、要注意箇所等を「地区防災マップ」としてP20、21に整理しています。

地震発生時の対応シナリオ

【一時集合場所】

7号棟・8号棟間児童遊園、
集会所前広場

一時集合場所は、町会・
自治会単位で一時的に集合
して様子を見る場所です。

一時集合場所には次の役割があります。

- 1)二段階避難において
 - ①情報伝達や各種連絡の場
 - ②近隣相互の助け合いや安否確認
 - ③警察・消防等の指示のもとで
避難場所へ避難
- 2)延焼火災の危険がない場合において
 - ①地域内における初期消火や救出救護活動などの拠点

【避難場所】

弘道第一小学校

避難場所は、大地震時に
発生する延焼火災やそのほかの危険から、身の安全を
守るために必要な広さなど
がある大規模な公園・広場等が指定されています。

※東京都が指定した避難場所は都立江北高校一帯と定められていますが、名称がわかりにくいこと、弘道第一小学校は避難場所（都立江北高校一帯）に含まれることから、本資料では弘道第一小学校と表記します。（足立区）

【第一次避難所】

弘道第一小学校

第一次避難所は、自宅に
居住できなくなった被災者が一時的に生活する場所です。

一人ひとりある
れるよ
頃から
練して
が重要



とりが責
行動がと
うに、日
準備や訓
おくこと
です。

火災の発生に、
細心の注意を
はらいましょう

当地区は、家屋が密
集し、一度火災が発
生すると、町内一帯
に延焼する危険性が
高い地域です。火災
には特に注意しまし
ょう。

「震度5強」以上で分電盤
ブレーカーを強制遮断する
「感震ブレーカー」を設置
しましょう。足立区では
設置助成を行っています。

東京ガスでは、震度5以上
の場合にガスマータが自
動的にガスを遮断しま
すが、元栓は閉めるようにし
てください。



日頃から、一時
集合場所に至る
複数の避難経路
を確認しておく

当地区は、家屋が密集するとともに、狭
い道路が多くなっています。
ブロック塀や建物倒壊によって、通れな
くなる場合があるため、複数の避難経路
を確認し、平常時に歩いてみておくこと
が重要です。



落ち着いて行動
しましょう

火災は一気に燃え広がることはありません。
落ち着いて行動するようにしましょう。
避難時の服装などに注意しましょう。
・ヘルメット、防災すきん、帽子
・動きやすい服装、軍手
・履きなれた底の暑い靴
・夜間の懐中電灯



避難する時に、
隣近所に声を
かけましょう

避難するときには、近所の高齢者、妊婦
の方、小さな子どもがいるお宅などに、
ひと声かけましょう。
ひと声かけた情報（返事がなかった、不
在だった、下敷きになった人がいる可能
性など）は大切な情報になります。一時
集合場所にみんなで情報を持ち寄りま
しょう。



みんなで助け
合って救出活動
を行います。

ケガや危険を伴うので、救出活動は複数
で行うようにします。柱や梁に挟まれた
人を見ついたら、皆で声をかけて助けま
す。意識があるかどうか確認し、励ます
ことも重要です。また、救出用資機材の
保管場所も確認しておきましょう。



【第二次避難所（福祉避難所）】

第一次避難所での生活が難しい要配慮者の方々の
ため、必要に応じて介護サービスなどが確保される
場所です。第二次避難所へは、必要に応じて足立
区が移送します。



地区防災マップ [弘道一丁目自治会]

○消火器設置場所

- 1号棟：集会室内、1階西(×2個)、102号室前、2階東、3階東、4階西、5階東
- 2号棟：1階西、1階中央、2階中央、3階中央
- 3号棟：1階西、1階東、2階西、3階東、4階西
- 4号棟：1階西(×2個)、2階西、3階西
- 5号棟：1階西、1階東、2階西、3階東
- 6号棟：1階西、1階東、2階西、3階東、4階西
- 7号棟：1階西、1階東、2階東、3階西
- 8号棟：1階西、2階西、3階西



拡大地図



2021年12月現在

凡例

- 消火器
- 消火栓等
- 防火水槽等
- ▼ 揭示板
- ★ 消火資機材の保管場所
- ★ AED設置場所

第一次避難所
弘道第一小学校

避難場所
弘道第一小学校

設備

消火器

本マップの避難場所について

東京都が指定した避難場所は都立江北高校一帯と定められていますが、名称がわかりにくいこと、弘道第一小学校は避難場所(都立江北高校一帯)に含まれることから、本マップでは弘道第一小学校と表記します。(足立区)

消火栓

外観 消火栓蓋を開けた状態

水道本管に直結する方法で、消防車両に消防用水を供給する施設。
スタンドパイプを結合し、放水できる。

防火水槽

防火のため地下等に貯水してある水槽(写真左)で、ポンプで吸い上げて消火に利用する。地震時、消火栓の配管が壊れ、使えなくなった際にも有効。
C級ポンプ(写真右)を使用し、揚水・放水できる。

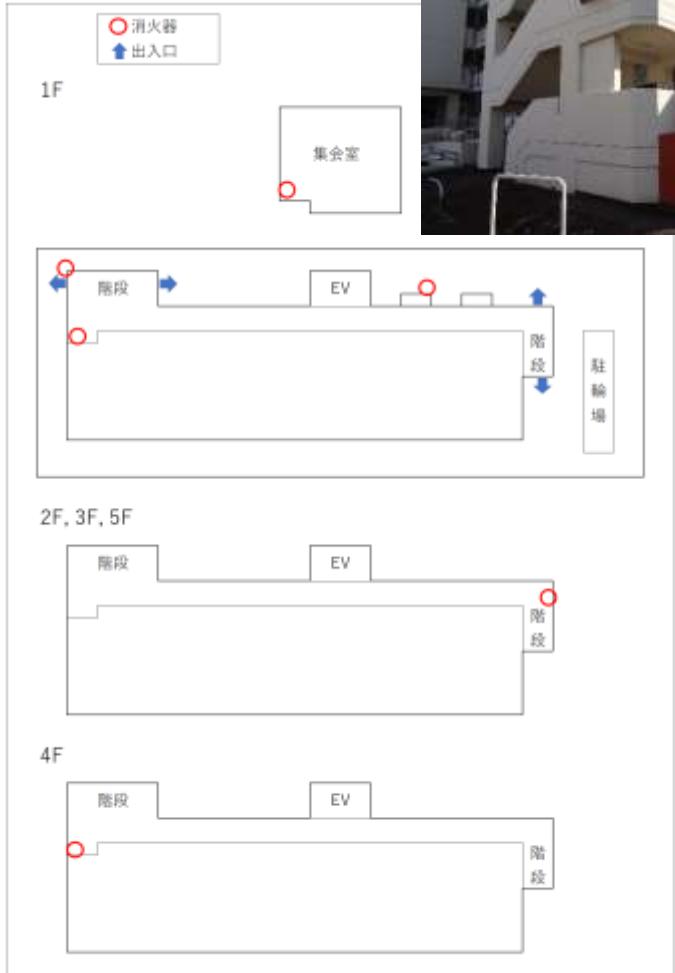
※この地図は、東京都縮尺1/2,500地形図(平成27年度DVD版)を使用したものである。

（3） 話し合いによる検討

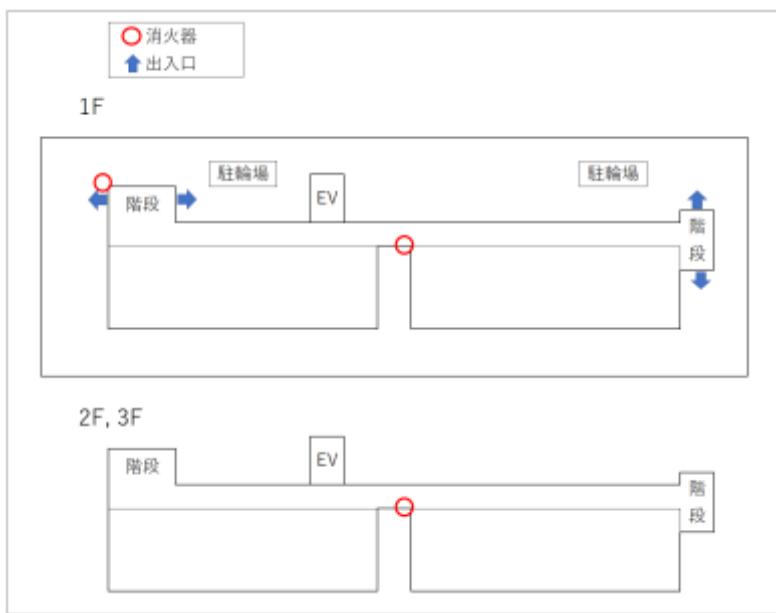
① 防災まち歩きアパート内の防災設備

弘道一丁目第1アパート（1～8号棟）内の消火器の配置を確認しました（委託事業者にて実施）。 1号棟 1階西 1号棟 102号室前

• 1号棟



• 2号棟



• 3号棟

○ 消火器
↑ 出入口

1F



3号棟 1階西



2F, 4F



3号棟 1階東



3F



3号棟 2階西



• 4号棟

○ 消火器
□ 消防水利
↑ 出入口

1F



4号棟 1階西



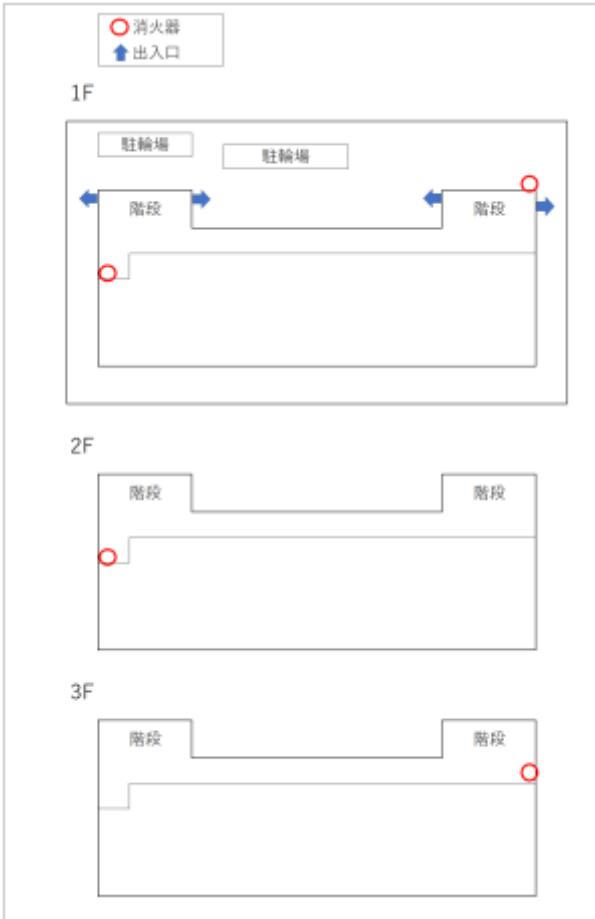
2F, 3F



4号棟 1階西



・5号棟



5号棟 1階東



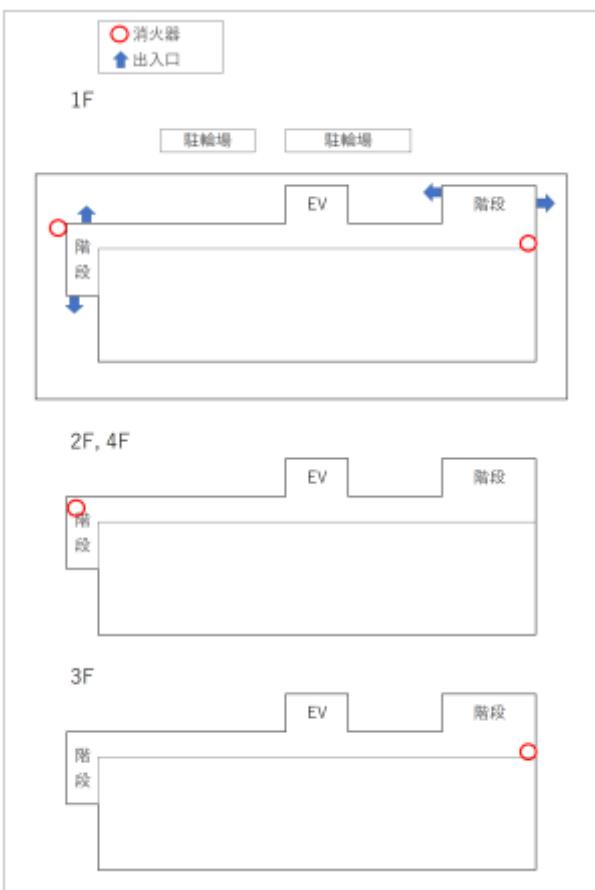
5号棟 1階西



5号棟 2階西



・6号棟



6号棟 1階西



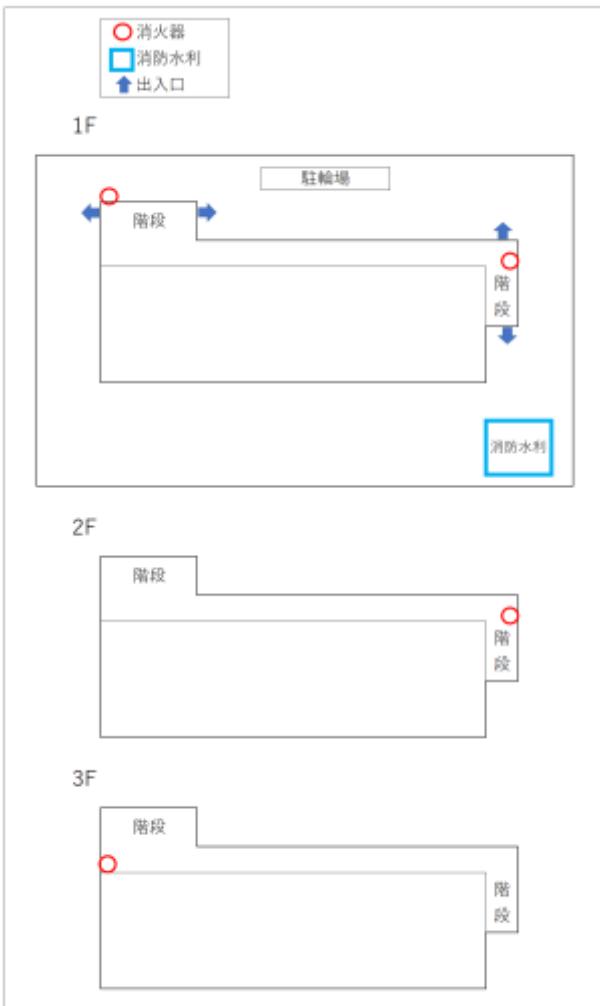
6号棟 2階西



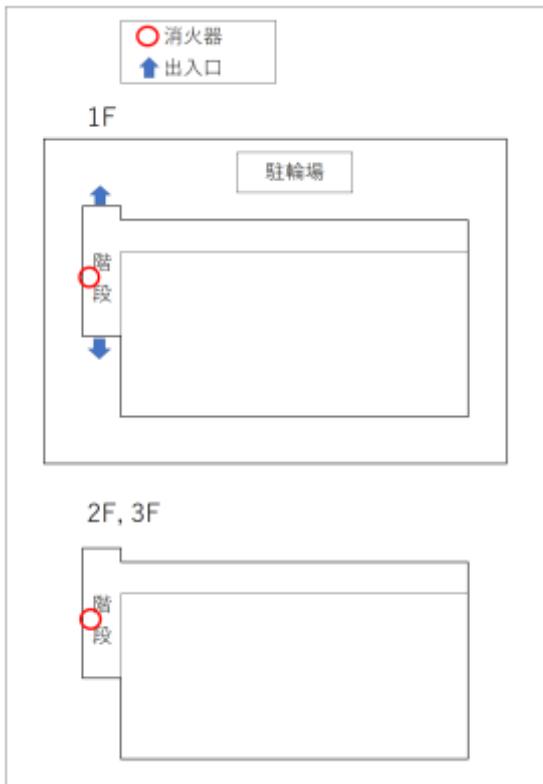
6号棟 3階東



• 7号棟



• 8号棟



② 地区の課題と対応策

本計画の作成にあたっては、青井二丁目・弘道一丁目6自治会（五反野第2スカイハイツ自治会、弘道一丁目自治会、弘道一丁目第二自治会、弘道第三団地自治会、弘道一丁目第4自治会、弘道一丁目第5自治会）で合同のワークショップを行った結果、次のような地区の課題や意見が出され、その対応策を本計画に盛り込むこととしました。

■地区の課題と対応策

課題（意見含む）	対応策
<p>○一時集合場所、避難場所、避難所について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所は「地震」と「水害」は分けるべき（大半の自治会は一緒） ・災害情報が発令された時、一時集合場所と避難場所がわかつておれば、細かい項目には目がないかない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所は地震発生時の場合のみに使われる。水害が予想される場合は p30 「水害が予想される場合の防災行動の概要」に示した分散避難を行うことになる。 ・住民一人ひとりが避難の場所、避難の方法などを理解するため、手順、考え方などを計画に盛り込むこととする。
<p>○水害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1階、2階が浸水したら最初に逃げる場所は。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水害時の上階への避難等について、自治会で議論を行い、地区防災計画に反映させる。 ・水の来ない階については在宅避難を検討する。
<p>○安否確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安否カードの作成と配布（マグネット等で、玄関スチールドア等に「無事です」「救助求む」などのカードを作成し、災害時に使う） 	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認表示としては、各家庭で黄色い旗を出すとか、無事というシールを貼り出すとか、いろいろ方法はあるので、検討する。
<p>○資材、設備等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会非常時備蓄品の日頃の備え、管理ができるか？ ・長期停電、断水になつたらどう生活するか？ ・エレベーターが使えない時に車椅子を降ろす機械を自治会でお金を貯めて買う準備をしているが、できればそういう名目の補助がほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的に資機材・備蓄品の整備・購入等を行う（毎年度の区の補助金を活用して購入計画を検討）。また、配備状況を定期的に確認する。 ・本計画の「自助のための事前対策リスト」を参考に、平時の準備を行う。 <p>【区】車椅子をどうするのか等、食料以外のものについては、ご意見等あればいただきたい。</p>

課題（意見含む）	対応策
<p>○避難等について</p> <ul style="list-style-type: none"> 先日の地震でエレベーターが4基全部止まった。すぐには連絡が取れず、復旧まで約12時間かかった。今のエレベーターは地震が来ても1回だけ動くことになっている。昔は閉じ込めがあったが、今は基本的には閉じ込めはなくなっているはず。 最近、浸水深の表示をあちこちで見るが、どこに貼ってあるのか？ 地震発生直後や区の水害避難準備指示が出た場合など、居住者皆、適切な初動ができるか？ 防災委員として各人何をどうすべきか、行動できるか？ 担当者も被害にあっている事が想定できる。担当者の1次-2次-3次と何重にも対策が望ましい。 ケガ人がでた、応急処置は？病院、近所の医院への連絡可能か？ そこに住めるかどうか、建物の被災状況の診断のタイミングは？ 	<ul style="list-style-type: none"> 消防署等との連携により、適切な訓練を定期的に行って、災害時に行動できるように準備しておく。 <p>【区】小中学校や住区センターに表示している。小中学校は各学校4ヶ所貼っている。ハザードマップを補うため、施設だけでなく電柱にも設置を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 本計画の「地震発生時の対応シナリオ」、「水害時の対応シナリオ」、「共助のための事前対策リスト」、「初動活動の体制」を参考に、平時の準備を行う。 本計画の「災害対策本部の役割分担」を参考に、自治会内での災害時の役割分担について決めておく。 災害時の役割分担を決定する際、各役割の代理等を設定する。 <p>・災害対策本部救護部による応急手当、病院への搬送等について、訓練や手順の取り決めを行う。</p> <p>【区】区の応急危険度判定の体制としては、対象建物の重要度により順次実施することとなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第一次応急危険度判定：小中学校等の避難所や区民事務所等の活動拠点など →発災後48時間まで ○第二次応急危険度判定：救急指定医療機関や第二次避難所など →第一次応急危険度判定終了後1日程度

課題（意見含む）	対応策
	<p>○第三次応急危険度判定：戸建住宅、共同住宅など →72時間以降（8日間程度）</p>
<p>○防災訓練について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会単位で消防署と連携したりして訓練をやつていかないといけないと思った。 ・スタンドパイプはずっと使っていない。使い方を忘れたのではないかと思うので、消火器も含めて訓練をやった方がよい。全員でやらないといけない。 ・スタンドパイプを使うための消火栓の位置も知つておかないといけない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練は警察署や消防署と連携して行うことを検討する。 ・消火訓練を定期的に計画・実施する。 【区】10年前に区として全町会・自治会にスタンドパイプを配備したが、その時に説明しても忘れてしまっていると思う。宿題として検討させていただく。 ・消火栓の位置は本計画の防災マップを参考する。
<p>○実施計画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最終の目標をみんなに披露して、それに向かって月々の実施計画を決めるべき。 ・実施にあたって、どの程度の負荷になるのかがわからない。当自治会は役員の任期は1年そのため、今後どの程度活動に加わされるのかわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に「共助」を行えるよう、年度当初に自治会活動の年間スケジュールを作成する際に、避難訓練や消火訓練等の防災訓練を計画する。 ・自治会の通常の集会等を利用して定期的に防災についての会議等を行い、計画を継続させる。
<p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最初に集まった時は、自治会と町会が一緒だった。その時は水害がメインだから分けましょうという話だったが、最終的にはまた一緒になるのかと思っていた。避難所も自治会と町会が一緒にやっている。今回のように集まりが別々だとやりづらい。 ・一丁目と二丁目の団地及び各町会を併せて一本化しないのか？ ・高齢者や体の不自由な方の確認を、自治会役員だけでなく住宅内の小学生（高学年）・中学生も一緒に行えるとよい。 	<p>【区】地区防災計画は地震だけとか水害だけとかではないので、両方を盛り込むという意味でも、団地と平場で分けさせてもらった。自治会さんは建物がメインであり、周辺の道路等を見て回る町会さんとは課題が異なると考えている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区防災計画は基本的に町会・自治会ごとに作成する。 ・自治会役員だけでは負担が大きいことから、若い世代も含めて避難の支援体制を検討する必要がある。

4 水害時の対応シナリオ

（1）水害が予想される場合の防災行動の概要

台風等が発生し、水害が予想される場合の避難先の判断方法や避難所でのルールをP30、31に整理しています。

（2）水害が予想される場合の対応シナリオ

水害が予想される台風等が発生してから洪水に至るまでに発令される避難情報をP32、33に整理しています。

水害が予想される場合の防災行動の概要

三密
対策

分散避難

避難所には多くの方が来ます。三密を避けるため、自宅の浸水リスクを把握し、避難所以外へ「分散避難」ができるか事前に検討をお願いします。

STEP 1

足立区洪水ハザードマップで、自宅の浸水リスクを確認



河川(荒川、利根川、江戸川、中川、綾瀬川、芝川・新芝川)ごとに水害を想定。避難方法を考えるために、まずは自宅や周辺の浸水する危険性を把握しましょう。お持ちでない方には企画調整課、区民事務所で配布しています。くわしくはお問い合わせください。問い合わせ先 企画調整課 企画調整担当 ☎ 3880-5349



避難方法の判断ポイント！

浸水深 浸水継続時間

河川ごとに確認して、ハザードマップの「避難行動メモ」に記入しておこう！

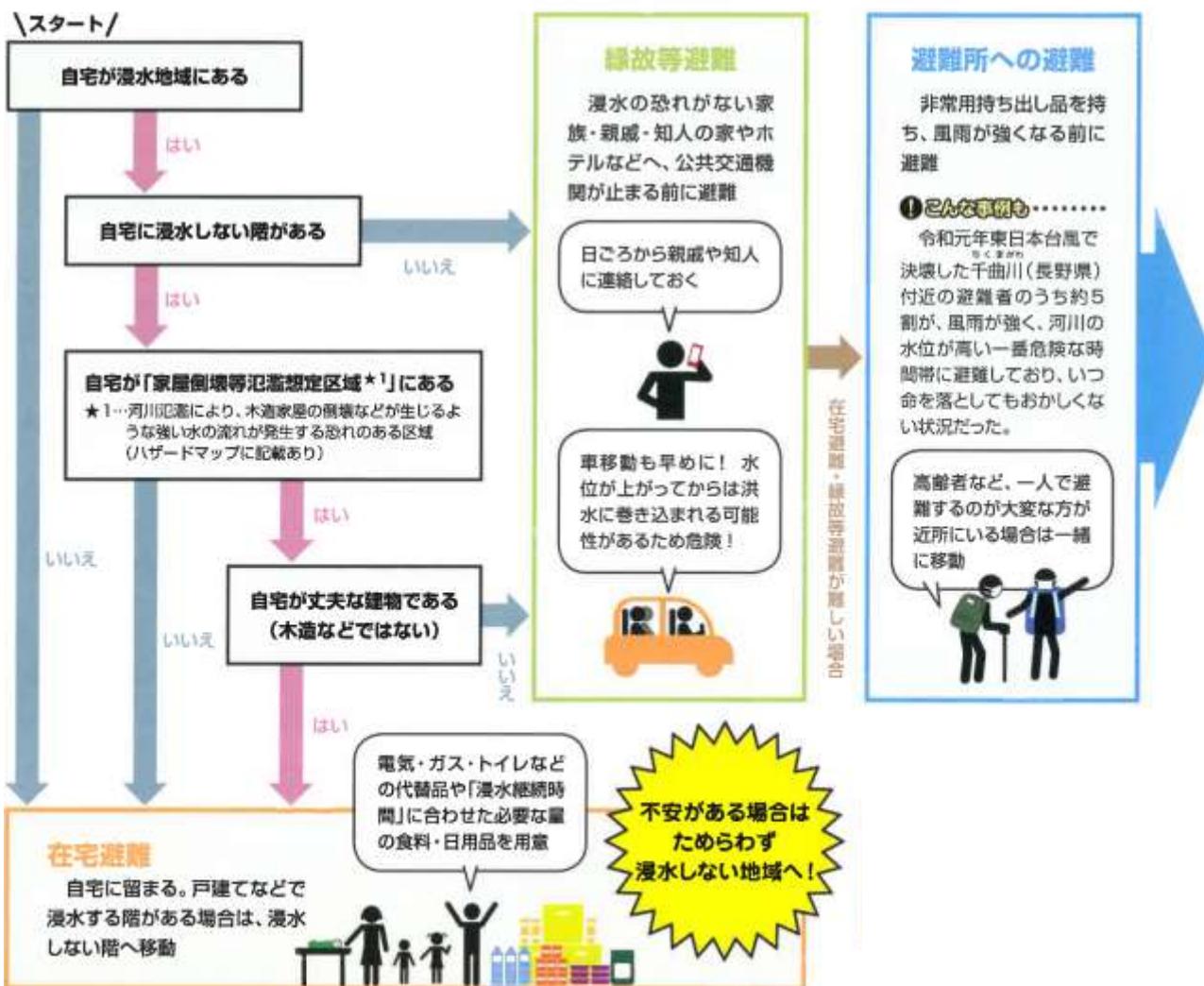
例えば、荒川氾濫時、千住地域の最大浸水深は、5m以上(3・4階まで浸水)の所もあれば、3~5m(2階まで浸水)の所も、自宅の場所や住んでいる階などで、避難方法を考えることが重要です。

☎ 3880-5349

STEP 2

自宅の浸水リスクを踏まえ、避難方法を検討

自宅の「浸水深」「浸水継続時間」を把握したら、下記のフローチャートを参考に避難方法を考えましょう。



必ずルールを守り、避難者同士で助け合い円滑な運営にご協力ください。

開設・受け付け

災害対策本部^{＊2}が避難所開設を決定し、区職員を配備

荒川氾濫が予想される場合、避難所（区立小・中学校など）を一齊開設します。そのほかの河川の場合は、気象情報などをもとに判断します。

★2…台風・豪雨などの発生により、区内に被害が生じる恐れがある場合に区が設置



受け付け^{＊3}で避難者カードに住所・氏名などを記入

そのほか、下記のことを行います。
・検温の実施 感染症対策
・運営ボランティアを募集 など

★3…家族で別々に避難して受け付けをした場合は同じ居室にならないことがあります。



ペット動物との同行避難

受け付け時にペット登録カードを記入し、ペット動物用居室へ。飼い主とは原則居室が異なります。

ケージ、リード、エサ、シートなどは必ず持参してください。



避難中

避難所の居室は浸水しない最上階から利用

浸水する階にある体育館は、受け付けなどで一時的に使用する場合を除き、使用しません。



37.5℃以上の方は居室を分ける

受け付け時に検温し、37.5℃以上の熱がある方の居室分けを行います。



避難当日の食料・水の提供は行いません

区の備蓄品は河川が氾濫し、避難の長期化が見込まれる場合に使用します。2食分の食料（火やお湯を使わないもの^{＊4}）や水、タオルなどは必ず持参ください。

★4…乳幼児用のミルクなどを除く



閉鎖

物資受け取りは避難者自身で

毛布などの物資は、避難者が受け取りに来てください。



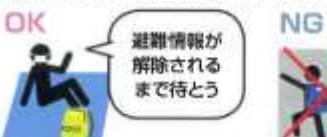
最新の情報を確認

校内放送や掲示板などで災害対策本部からの情報を周知します。



雨が止んでも危険は去らない

令和元年東日本台風では、台風通過後に河川の水位が上昇。避難情報の解除や避難所の閉鎖については、災害対策本部が判断します。それまでは、避難所に留まってください。

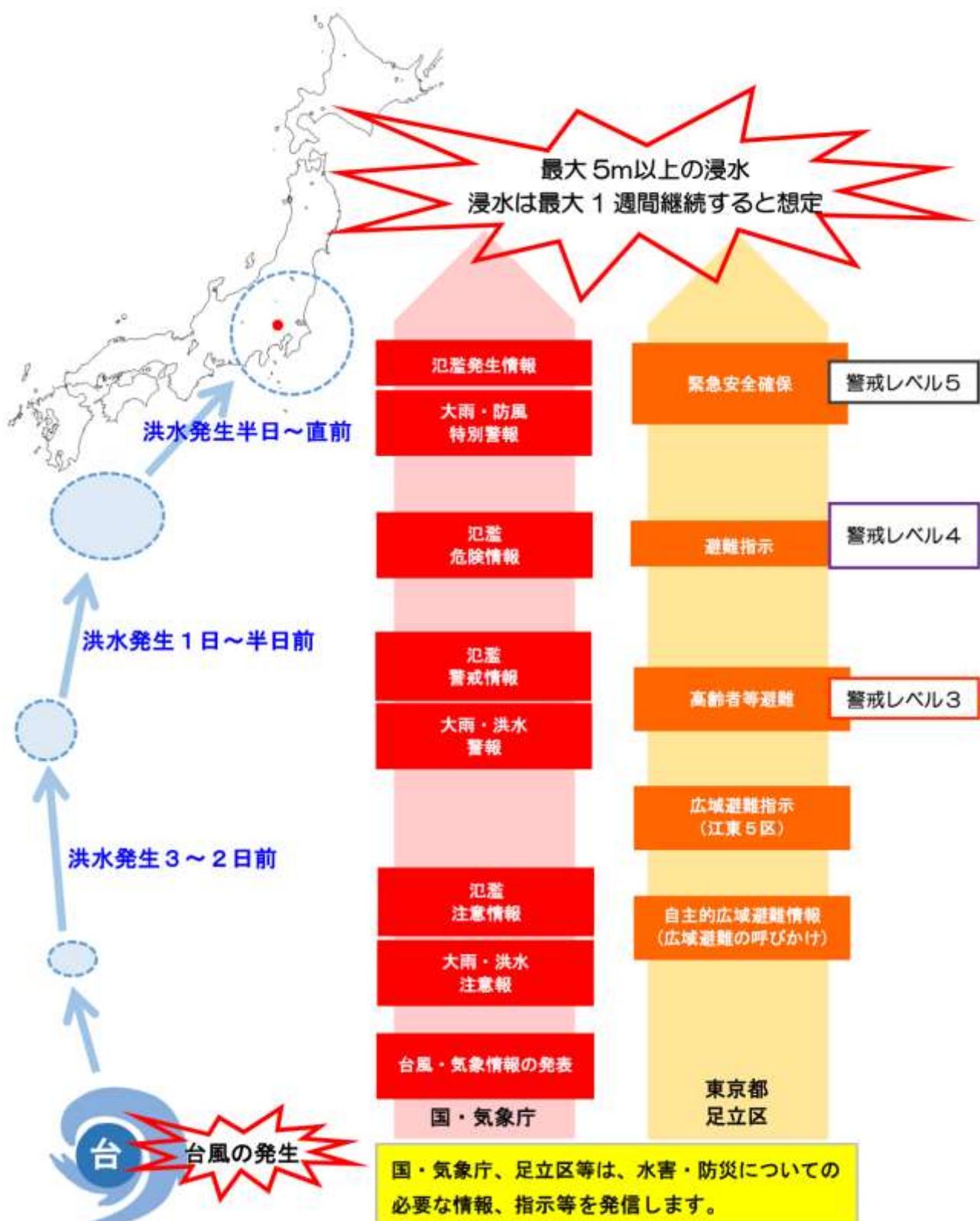


身の回りを清掃し、ごみは各自で持ち帰り

使用した部屋の清掃や毛布などの返却にご協力をお願いします。また、ごみは原則お持ち帰りください。



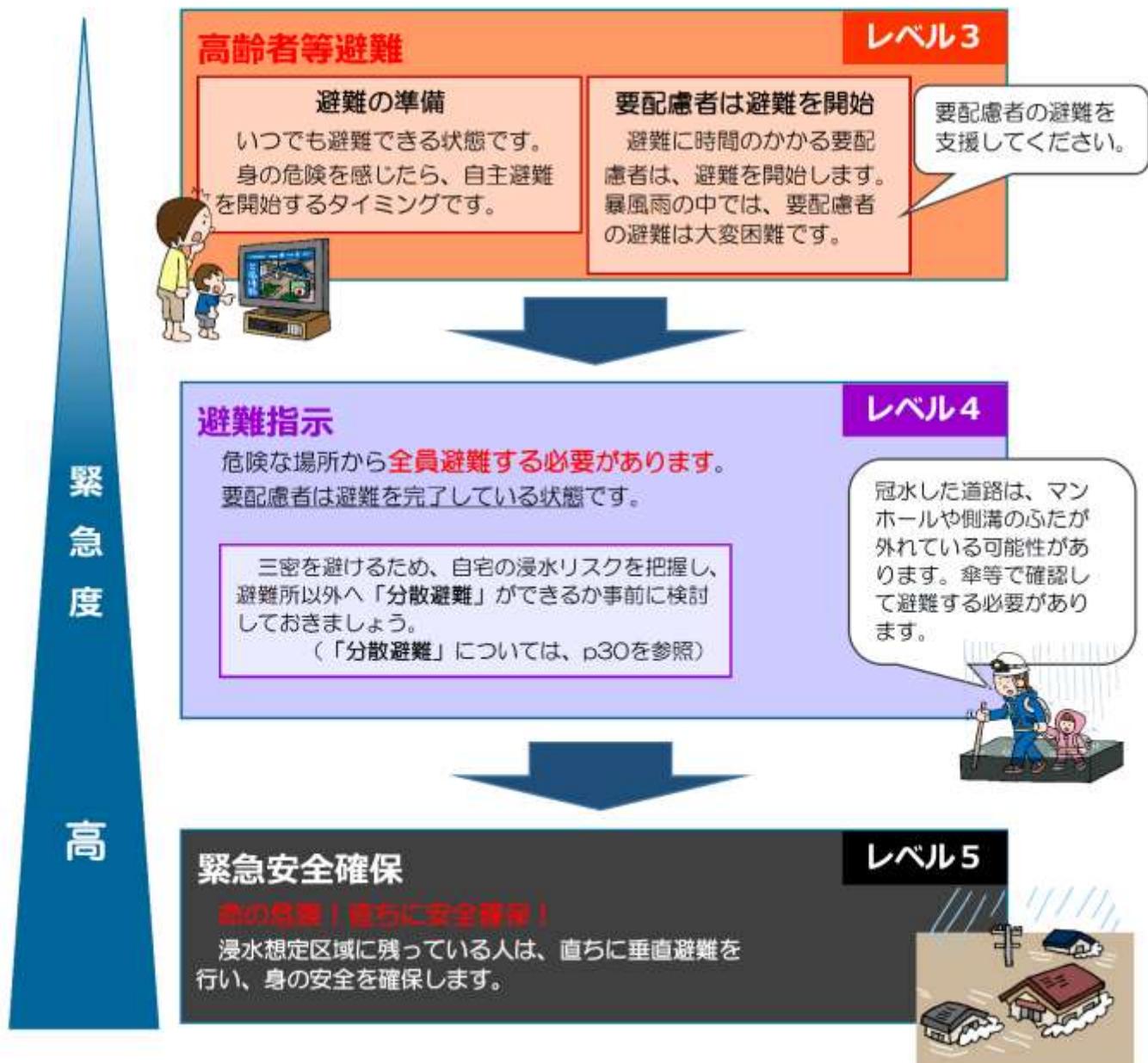
水害が予想される場合の対応シナリオ



■水位変化・危険レベルと足立区の体制



■避難情報について

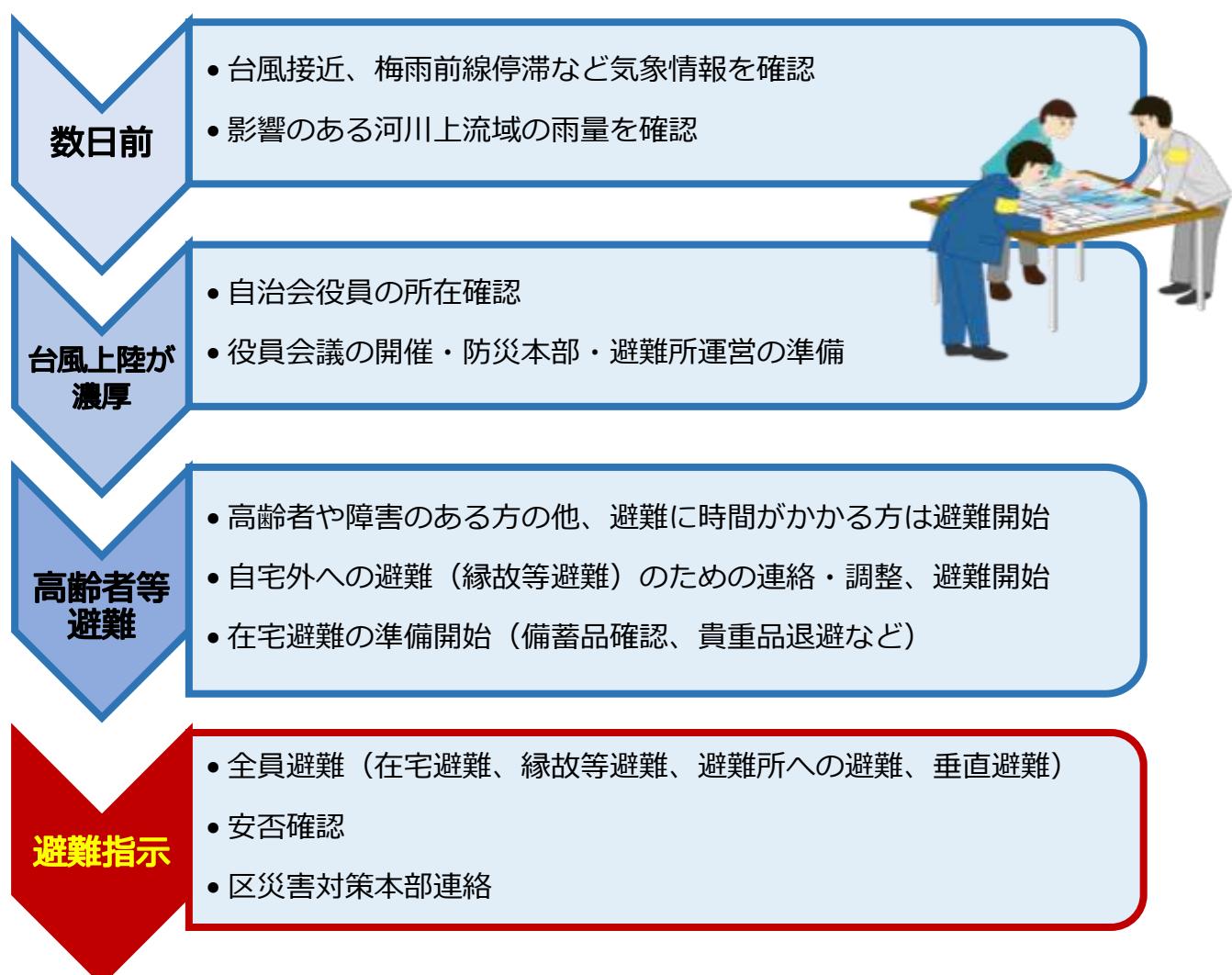


(3) コミュニティタイムライン

コミュニティタイムラインとは、風水害の予報や河川水位情報等をもとに避難のタイミングや取るべき防災行動について地区コミュニティで話し合い、「いつ・誰が・何をするか」を定めた行動計画のことです。

「足立区洪水ハザードマップ」に掲載された情報等を参考に、荒川に氾濫のおそれが生じた場合、地域や住宅の特性などに基づき、「どのような備えや行動を」「どのタイミングでとるべきか」の計画を検討します。

コミュニティタイムラインの例を次頁に示します。



自治会等でのコミュニティタイムラインの例

備えまでの時間	気象庁などからの情報	区からの情報	自治会での備え (情報収集)	各家庭の備え (例)
3日～ 5日前	・台風予報 (進路・勢力等)	・注意の呼びかけ	・今後の台風の進路情報を調べる ・役員会開催の決定 ・避難準備の呼びかけ (備蓄品・貴重品・連絡手段など)	・今後の台風を調べ始める ・必要な常備薬を確保する ・家周りの安全を確保する ・備蓄品や非常持ち出し品を準備する
2日前	・大雨注意報 ・洪水注意報 ・台風の進路	・自主避難など注意の呼びかけ ・避難所開設準備 ・土のう貸出し	・避難準備の呼びかけ (縁故等避難、避難所避難の準備) ・避難の呼びかけ (早めの避難)	・携帯電話の予備電源の確保 ・避難方法や移動手段等の決定
1日前	・大雨警報 ・洪水警報 (荒) 洪水予報 (はん濫注意情報発表)	・要配慮者利用施設への洪水予報 (はん濫注意情報) 伝達 ・高齢者等避難を発令	・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保 ・避難所運営に協力	・携帯電話の充電 ・携帯メールで高齢者等避難情報の受信 ・身の安全確保
半日前	・場合によって大雨特別警報 (荒) 洪水予報 (はん濫警戒情報発表) <避難判断水位>	・避難指示	・身の安全確保 (垂直避難など) ・安否確認	・携帯メールで避難指示の受信 ・身の安全確保 (垂直避難など) ・避難完了
5時間前	(荒) 洪水予報 (はん濫危険情報発表) <はん濫危険水位>		・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
3時間前			・安否確認	・身の安全確保 (垂直避難など)
0時間前	氾濫発生情報	緊急安全確保	・安否確認	・直ちに安全確保 (垂直避難など)

(荒) は荒川下流河川事務所からの情報

5 弘道一丁目自治会における平時の備え

(1) 事前対策リスト

災害時の備えを事前にチェックできるよう、自助と共助に分けて事前対策をチェックリストにしました。

■自助のための事前対策リスト

＜被害を抑えるために事前にしておくこと(家の中)＞

家具の固定・配置など	<input type="checkbox"/> 家具が転倒しないように固定する
	<input type="checkbox"/> 寝室には家具を置かないか、寝床に向かって転倒しないようにする
	<input type="checkbox"/> 家具の扉が揺れで開かないようにする（耐震ラッチなど）
	<input type="checkbox"/> 家具のガラス扉などは飛散防止フィルムを貼る
	<input type="checkbox"/> 玄関などの出入り口までは物を置かずに避難できるようにする
	<input type="checkbox"/> ベランダの避難用の隔壁、避難ハッチ周りに物を置かない
	<input type="checkbox"/> フロの汲み置き（災害時、生活用水として利用）
共情有報	<input type="checkbox"/> 消火器の設置場所と使い方の熟知
	<input type="checkbox"/> 災害伝言用ダイヤルなど家族との連絡方法を確認

＜備蓄＞

するずも備の蓄	<input type="checkbox"/> 飲料水（1人1日3リットルを最低3日分、できれば7日分を推奨）	<input type="checkbox"/> 簡易トイレ（便袋）
	<input type="checkbox"/> 食糧（レトルト、缶詰、インスタント食品、栄養補助食品、チョコレート等の菓子、最低3日分、できれば7日分を推奨）	
避難立つも護の役に	<input type="checkbox"/> 雨具	<input type="checkbox"/> ヘルメット、防災頭巾
	<input type="checkbox"/> 応急医薬品（絆創膏、消毒薬、傷薬、包帯、胃腸薬、鎮痛剤、解熱剤、目薬等）	<input type="checkbox"/> ホイッスル（閉じ込め時に音を発するため）
	<input type="checkbox"/> 懐中電灯、ランタン、マッチ、ライター	<input type="checkbox"/> 防災マップ
	<input type="checkbox"/> 工具類	<input type="checkbox"/> マスク
避難生活で役立つもの	<input type="checkbox"/> リュック（物資の持ち運び用）	<input type="checkbox"/> ドライシャンプー
	<input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> 除菌シート
	<input type="checkbox"/> 水用携行タンク（水の配給時に必要）	<input type="checkbox"/> 携帯用充電器（ソーラー又は手動）
	<input type="checkbox"/> ラップ（食器にかぶせて使用）	<input type="checkbox"/> ビニールシート（敷物、雨よけ）
	<input type="checkbox"/> 紙皿、紙コップ、割り箸	<input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ
	<input type="checkbox"/> ガムテープ	<input type="checkbox"/> 電池
	<input type="checkbox"/> トイレットペーパー、ティッシュ	<input type="checkbox"/> 虫よけ用品
	<input type="checkbox"/> ガスカセットコンロ、ガスボンベ	<input type="checkbox"/> 新聞紙（防寒、燃料）

＜避難など自宅を離れる時に持ち出した方がよい貴重品＞

非常出用	<input type="checkbox"/> 現金、クレジットカード	<input type="checkbox"/> 預金通帳、キャッシュカード
	<input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 免許証、健康保険証、お薬手帳
	<input type="checkbox"/> マイナンバーカード、年金手帳	

避難所では、支給できる物資には限りがあります。特に、乳幼児や障がい者、持病やアレルギーをお持ちの方、ペットを飼われている方など、それぞれに合った備蓄・準備が必要になります。

■共助のための事前対策リスト

地域の共通課題である「避難対策」に絞って、基本的な事項をチェックリストにしました。

避難対策に必要な項目	チェックリスト	備考
一時集合場所へ向かう 途中の初期消火	<input type="checkbox"/> 町内で消火器やバケツの備えはあるか <input type="checkbox"/> 備えた場所がわかるか	<ul style="list-style-type: none"> ・出火したばかりの火災があったとき ・隣近所で消火器での消火、バケツリレー
一時集合場所へ集合	<input type="checkbox"/> 一時集合場所とそこに集まるエリアを決めておく <input type="checkbox"/> 一時集合場所が使えない場合の代替場所はどこか	<ul style="list-style-type: none"> ・一時集合場所ごとに班を形成するなど、身近な避難体制をつくっておく
集合人員の確認	<input type="checkbox"/> 一時集合場所ごとに集合者のリスト（可能な範囲で）等を作成しておく	<ul style="list-style-type: none"> ・集合人員をリストで確認
避難場所と避難所	<input type="checkbox"/> 避難場所を確認しておく <input type="checkbox"/> 避難所を確認しておく	<ul style="list-style-type: none"> ・火災延焼時には避難場所に避難 ・家が無事ならば在宅避難 ・家に被害がある場合は避難所へ
避難経路	<input type="checkbox"/> 避難場所と避難所に行く経路を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> ・経路は通れなくなった場合を考慮して複数設定
避難に向けた情報収集	<input type="checkbox"/> 避難経路や避難先を決めるために必要な情報の収集方法を決めておく <input type="checkbox"/> テレビ（ワンセグ）や携帯ラジオなどで災害情報が得られるか	<ul style="list-style-type: none"> ・一目で町内の被害状況を把握できるマンションに登るなど
避難先と避難経路を選択して避難開始	<input type="checkbox"/> 避難先までの経路を歩いて危険箇所をチェックしておく	<ul style="list-style-type: none"> ・班長など、先導者が誘導
声をかけながら避難	<input type="checkbox"/> 声かけに便利なものを用意しておく <input type="checkbox"/> 担当者を決めて持ち出せるようにしておく	<ul style="list-style-type: none"> ・拡声器、メガホン、要配慮者の名簿やマップなど
要配慮者への手助け・支援の要請	<input type="checkbox"/> 要配慮者の手助け方法や支援要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防団などへ連絡 ・民生・児童委員との連携
救出・救助の支援	<input type="checkbox"/> 防災倉庫等に、救出搬送資機材（バール、ジャッキ、のこぎり、担架、車いす、リヤカーなど）が調達できているか	<ul style="list-style-type: none"> ・支援は可能な範囲で ・区民レスキュー隊の結成についても検討していく
避難先で自治会単位で安否の確認	<input type="checkbox"/> 避難先では、自治会単位で集合し、安否確認することを決めておく	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先で班長が集まって自治会全体の安否を確認 ・避難していない在宅避難者もできるだけ把握
行方不明者の救助・救援の要請	<input type="checkbox"/> 救助・救援の要請先を調べておく	<ul style="list-style-type: none"> ・区、消防団、警察などへ連絡
応急対応一段落後※、自治会の災害対策本部を設置	<input type="checkbox"/> 自治会の災害対策本部の組織と役割分担を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救助、緊急避難等の応急対応が優先
避難所の運営	<input type="checkbox"/> 避難所運営体制を決めておく	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会を超える場合もあり
帰宅困難者への対応	<input type="checkbox"/> 帰宅困難者の一時滞在施設を把握しておく	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者には一時滞在施設の開設場所を伝える

※ 自治会の災害対策本部の設置は応急対応一段落後を想定しましたが、災害の状況に応じて臨機応変に対処してください。

(2) 体制づくり

① 弘道一丁目自治会の災害対策本部の役割分担

役割分担を明確にし、訓練を通じて地域の防災力を向上

【今後の取組み】

- ・当初は、弘道一丁目自治会の実情（マンパワー等）に応じた最低限の編成とし、段階的に充実することも検討
- ・役割分担にあたっては、既に決まっている避難所運営の役割との整合性も考慮
- ・一定の震度以上で、災害対策本部メンバーは、一時集合場所に参集するなどルール化の検討

【災害時の役割分担のイメージ例：避難所運営の役割との関連性も考慮したケース】

最低限の体制	目指す体制	平常時の役割	災害時の役割	避難所運営の体制
本部長（会長）	本部長	・各班の統括		本部長・副本部長
副本部長（副会長）	副本部長	・本部長の補佐、代理		各部部長等
総務部	総務部	・防災資機材の備蓄、保守管理	・庶務全般 ・連絡調整 ・町内の秩序維持、防疫活動の協力	庶務部
情報部	情報部	・防災知識の普及、高揚	・災害防止広報実施 ・災害情報の収集 ・避難情報等の伝達	
防火部	消防部	・初期消火訓練 ・出火防止の徹底	・初期消火活動 ・出火防止、出火警戒	
	安全・点検部	・巡回点検 ・危険箇所調査	・巡回点検 ・危険箇所調査	
避難誘導部	避難誘導部	・避難場所、第一次避難所、避難経路の確認 ・避難訓練	・避難誘導活動	施設管理部
	要配慮者部	・要配慮者の把握	・要配慮者の安否確認、搬送の協力	
救護部	救出・救護部	・応急手当知識普及 ・応急救護訓練	・負傷者等の救出、救護活動	救護衛生部
給食部	給食部	・備蓄物資の調達・点検 ・個人備蓄積の啓発活動 ・炊き出し訓練	・救援物資の確保、搬送、配分 ・炊き出し、給食、給水活動	物資部

② 初動活動の体制

地震発生時には、弘道一丁目自治会として下記の活動を想定

【地震発生時の対応】※想定事項

区分	自治会として想定される事項
活動拠点の設置	<ul style="list-style-type: none"> 一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合、自治会役員は、家族及び自宅の安全を確認したのち一時集合場所等に参集 地区（班）を単位とした初動活動の体制を検討
被害状況の把握	<ul style="list-style-type: none"> 役員は一時集合場所等に参集するまでの経路周辺の火災発生、道路閉塞、家屋倒壊等の被害状況を目視で確認し、参集後に各自報告 ラジオ、テレビ、消防署・区役所からの連絡等の正しい情報を集約し、自治会員に情報を提供
安否確認	<ul style="list-style-type: none"> 一定の震度以上（具体的な震度は今後検討）の地震が発生した場合に、自治会員が無事を知らせる仕組みづくりを検討
初期消火活動	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時には、消火器などの資機材を活用した消火活動を実施 初期消火の限界を超えた場合（建物火災では、天井に炎が回っていない状態が初期消火の限界）は、直ちに避難に切り替え
救出・救護活動 ※弘道一丁目自治会としてで きることを今 後検討	<ul style="list-style-type: none"> 住民等からの被害状況、安否情報に基づき、必要に応じて、地域の助け合いによる救出活動を展開 救出した負傷者を安全な場所に移動し、応急手当等を実施
避難誘導活動	<ul style="list-style-type: none"> 延焼火災の発生を確認した場合は、避難場所（弘道第一小学校）への避難を開始 延焼火災の発生方向を考慮し、適切な避難路を選択 高齢者等の避難を支援 避難場所の集合場所は事前に選定
行政等関係機関 との連絡・要請	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況や危険箇所などを消防署、警察署、区役所に連絡

【今後の取組み】

- 新たな一時集合場所や、近隣住民が一時的に集合できる場所の検討
- 役員以外の自治会員が携われるような自治会内の体制、役割分担、情報伝達の方法を検討
- 高齢者等の避難の支援、共助の方法について検討

③ 資機材・備蓄品等の備え

- ・計画的な資機材・備蓄品の整備・購入等を検討する（例えば、毎年度の区の補助金を活用して購入計画等を検討）
- ・自治会内の消火器の配備状況を確認し、消火器が少ないエリアへの増設を検討する
- ・救出救助用資機材の配備について検討する

④ 防災訓練

- ・年度当初に自治会活動の年間スケジュールを作成する際に、防災訓練を計画し、自治会員に周知
- ・現在、定期的に実施している訓練を継続するとともに、より実践的な内容とすることを検討
- ・近隣の事業所等との連携強化を図るため、合同での防災訓練を検討
- ・年中行事となっているイベントの企画・準備の会合を行う際は、防災について学ぶ機会や防災センターの募集活動などを組み込むことを検討
- ・消火など防災技術の向上を図るため、消防団と連携した訓練等の実施を検討
- ・消火器を使った定期的な訓練の実施を検討

⑤ 防災についての定期的な話し合い

自治会の通常の集会等を利用して定期的に防災についての会議等を実施

【今後の取り組み】

- ・自治会の年間スケジュールで、防災について話し合う機会を明記
- ・自治会での話し合いを進める上では、防災に関する情報（行政の防災関連制度含む）も重要なことから、必要に応じ、区に出前講座等の職員派遣を依頼

（議題例：下記から意見交換しやすい内容を選択）

- ・地区防災計画における今後の取り組み内容について
- ・災害時の初動活動を地区単位で行う仕組みについて
- ・新たな防災訓練の企画について
- ・消防団と区民消火隊の連携について など

※ 樣式・資料編

資料 1 様式集

参考様式 1 緊急時連絡先一覧表

区分	連絡先	連絡先担当部署	TEL
緊急連絡先	区役所		
	消防署		
	警察署		
	電気		
	ガス		
	上水道		
	下水道		
	電話局		
避難関係	第一次避難所 (弘道第一小学校)		

参考様式2 備蓄品リスト

区分	品名	規格	数量	保管場所	点検日
食糧					
水					
日用品					
消火用具					
救出救助用資機材					
その他					

参考様式 3 自治会年間スケジュール

- ・年間スケジュールは任意様式とする。
- ・従来、自治会で運用してきた年間スケジュールに、防災関係の予定（防災訓練等）を盛り込むものとする。

年間スケジュール（ 年度）（例）

年	月	自治会スケジュール	防災関係スケジュール
年	4月		
	5月		
	6月		
	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		
	1月		
	2月		
	3月		

参考様式 4 防災区民組織名簿

防災区民組織役員名簿

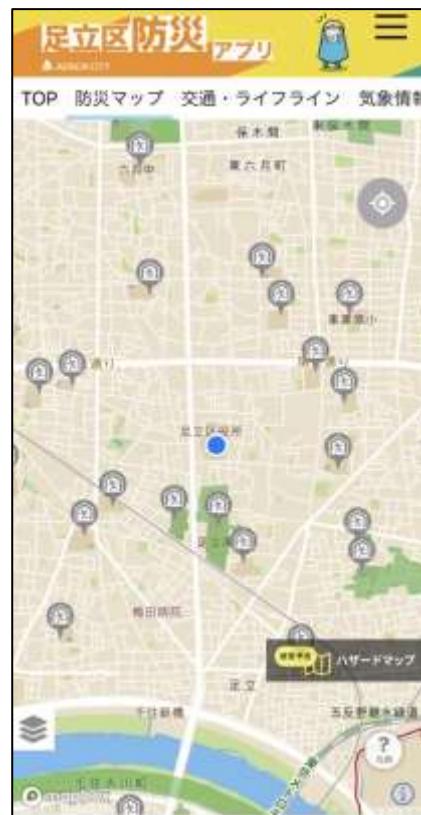
役 職	氏 名	住 所	電 話
本部長（会長）			
副本部長 (副会長)			
総務部	部長		
	副部長		
情報部	部長		
	副部長		
防火部	部長		
	副部長		
救護部	部長		
	副部長		
避 難	部長		
誘導部	副部長		
給食部	部長		
	副部長		

資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」

足立区の防災アプリが令和4年4月に新しくなりました！従来の機能に加え、災害時には避難所の状況や、地域の被害状況をマップ上に見やすくリアルタイムで表示できるようになりました。公共交通機関情報や電気・ガス・水道などのライフラインの情報も確認できるほか、警報や避難指示をプッシュ通知でお知らせします。



防災アプリトップページ



防災マップ

（避難所の開設状況などが一目でわかる）

資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）

区政情報や子どもの安心情報など、足立区についての様々な情報を、あらかじめ登録された携帯電話やパソコンのメールアドレス宛にお送りします。

足立区ホームページや下記のメールアドレスに空メール（本文に何も書かずに送るメール）を送信し、送られてきたメールに表示されたURLにアクセスし、登録することができます。

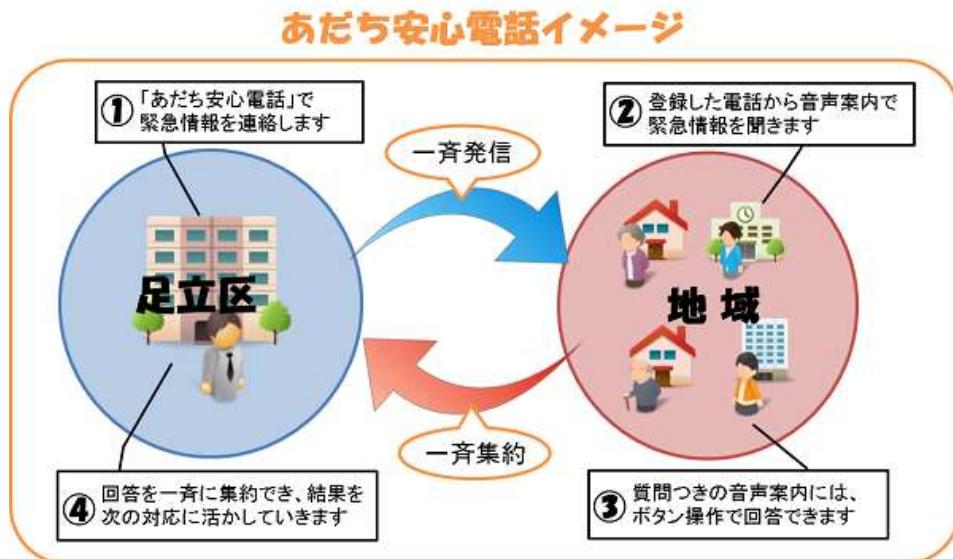
adachi@sg-m.jp



- 「災害情報・気象警報」「大雨・洪水注意報」「雷注意報」で配信される警報・注意報は、気象庁の発表と連動させ、自動的に配信をしています。

資料4 あだち安心電話

河川の水位状況や避難所開設情報等を確実にお届けするため、電話を活用した情報伝達システム「あだち安心電話」を導入し、希望するすべての区民の方（事業者を含む）の登録を隨時受け付けています。いざという時の準備として、ぜひご登録ください。



下記の方法で申込むことができます。

①ホームページ「登録申込みフォーム」でご登録



②報道広報課（足立区役所本庁舎南館9階）または、各区民事務所（中央本町区民事務所を除く）に直接「登録申込書」をご提出ください。

③「登録申込書」を報道広報課にご郵送ください。

【申込書郵送先】

足立区報道広報課 デジタル情報・広告係

〒120-8510 足立区中央本町 1-17-1

TEL: 03-3880-5514

資料5 防災無線のテレホン案内

足立区では、災害時等に速やかに情報を伝達する手段として、防災行政無線屋外拡声装置（スピーカー）を設置しています。「放送が聞き取れなかった」「もう一度聞きたい」とときに、放送内容を電話で確認することができるサービスが、「防災無線テレホン案内」です。

ご利用方法

(1)下記の電話番号にお電話ください。

足立区防災無線テレホン案内：0180-993-366

(2)24時間以内に放送された最新の放送が繰り返し流れます。

(3)通話料は有料となります。

※ 防災無線の放送内容は、下記ホームページからも確認できます。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/cgi-bin/bousai/list.cgi>



資料6 足立区LINE公式アカウント

足立区では、令和2年9月14日に「足立区LINE公式アカウント」を開設しました。

「足立区LINE公式アカウント」では、災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）や緊急情報などのお知らせをリアルタイムに発信します。情報を受け取るには、SNSアプリ「LINE（ライン）」での友だち登録（利用者登録）が必要です。いざという時に備えて、ぜひご登録ください。

ご利用方法

(1)ご利用には「LINE（ライン）」での「友だち登録」が必要です。詳しくは下記ホームページをご覧ください。

<https://www.city.adachi.tokyo.jp/hodo/line/index.html>



(2)主な配信情報

・台風や地震などの災害に関する情報（避難指示や避難所開設情報等）

・緊急でお知らせしたい重要な情報

・「あだち広報」発行情報（月2回）

等々

順次、便利にお使いいただける新たなサービスを検討していきます。

(3)災害情報など緊急でお知らせしたい重要な情報は、LINE、Aメールどちらにも配信します。



Memo

Memo